



第3期 与謝野町 子ども・子育て 支援事業計画



令和7年3月
与謝野町

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	1
第2章 町の少子化等の動向と子育て世帯の状況.....	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
第2部 事業計画.....	37
第1章 教育・保育提供区域の設定.....	37
第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	38
第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	44
第4章 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保.....	55
第5章 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	55
第3部 基本目標別の施策・事業.....	56
第1章 地域における子育て支援.....	56
第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.....	62
第3章 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	67
第4章 子育て家庭にやさしい環境の整備.....	70
第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	72
第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進.....	74
第4部 計画の推進体制.....	83
第1章 関係機関等との連携.....	83
第2章 計画の点検・評価.....	83
第3章 こども計画の策定.....	83
第4章 こどもの意見聴取と施策等への反映.....	83
資料編.....	84
与謝野町子ども・子育て会議条例.....	84
与謝野町子ども・子育て会議運営規則.....	86
与謝野町子ども・子育て会議委員名簿.....	87
与謝野町子ども・子育て会議の経過.....	88

※本計画における「こども」の表記について

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用します。(特別な場合：法令等に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合等)

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 本町のこれまでの取組

本町は、令和2年3月に“子育てするならこのまちで”を基本理念とする「第2期与謝野町子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定し、こどもたちの健やかな成長と子育てを支援するため、母子保健事業や教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供をはじめ、妊娠期から子育て期を通して、切れ目のない様々な施策・事業の展開に努めてきました。

(2) こども・子育てを取り巻く国の動向

この間、国においては令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが示されました。

また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、こども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足されています。そして、令和5年12月には、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

そのほか、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべてのこどもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、こども・子育てを取り巻く国の法制度等は大きく変化しています。

(3) 第3期計画策定の趣旨

本町の第2期計画が令和6年度で終了することから、その実績や町民のニーズ等を踏まえた上で、国における法制度の改正等を踏まえつつ、「第3期与謝野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

本町は、新たな計画に基づき、本町の一人ひとりのこどもが健やかに成長することができ、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

〈参考資料〉国の法制度の改正等の概要

参考1 こども基本法（令和4年法律第77号）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

〈6つの基本理念〉

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

参考2 こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

〈6つの基本的な方針〉

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

参考3 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	● 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ● この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ● 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ● 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）	● 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ● 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	● 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ● 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	● 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ● 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	● 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等

参考4 こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」の概要

すべてのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育を推進していくための総合的な対策を推進していくこととされており、「加速化プラン」は今後3年間の集中的な取組のことです。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に向けた、具体的な施策の概要は次のとおりです。

具体的な施策	概要
（１）妊娠期からの切れ目のない支援の拡充 ～伴走型支援と産前・産後ケアの拡充～	● 妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型相談支援」について、地方自治体の取組と課題を踏まえつつ、継続的な実施に向け、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の新たな相談支援事業として制度化する。 ● 産後ケア事業について、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、支援を必要とするすべての方が利用できるようなするための提供体制の確保に向けた取組を進める。
（２）幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～	● 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。 ● 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
（３）すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～	● 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。 ● 2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付とする。
（４）新・放課後子ども総合プランの着実な実施 ～「小1の壁」打破に向けた量・質の拡充～	● 受け皿の拡大（約122万人から約152万人への拡大）の目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組む。 ● 放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、2024年度から常勤職員配置の改善などを行う。
（５）多様な支援ニーズへの対応 ～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～	● こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの生活支援、学習支援を更に強化するとともに、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。 ● 改正児童福祉法による包括的な相談支援体制の構築などの体制整備を着実に実施するとともに、こども・若者視点での新たなニーズに応じた支援やアウトリーチ型支援などを強化する。 ● 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無に関わらず、すべてのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

資料：内閣官房「こども未来戦略」（令和5年12月22日）

参考5 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策（乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設、産後ケア事業の提供体制の整備）について、その概要は次のとおりです。

◆乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

	概要
対象となるこども	● 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ● 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ● 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	● 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	● 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない ● 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ● 対象となるこどもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する ● 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

	概要	
根拠法等	● 母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた。	
目的	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	
対象者	● 産後ケアを必要とする者	
内容	● 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則７日以内）	
実施方法等	（１）宿泊型	病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
	（２）デイサービス型	個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
	（３）アウトリーチ型	実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

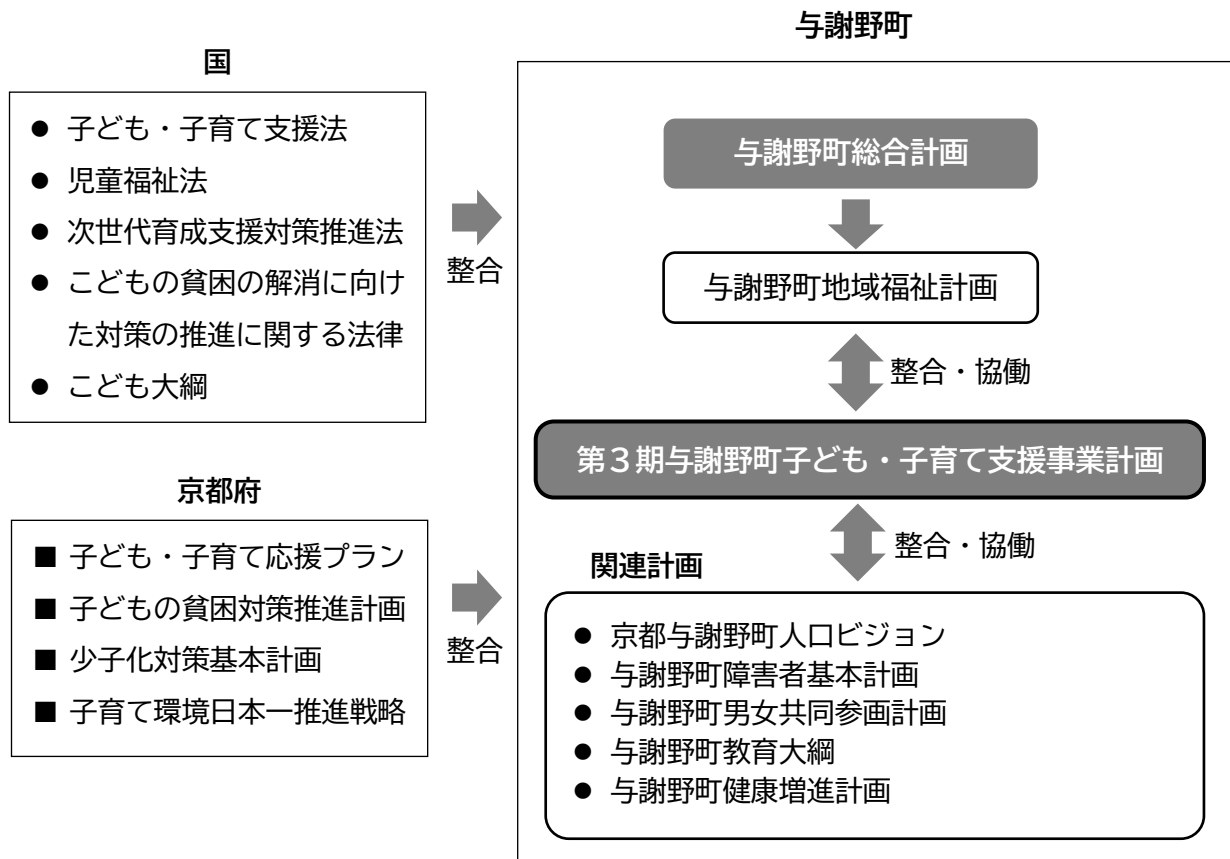
2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども・子育て支援法の基本理念及びこども・子育て支援の意義を踏まえつつ、与謝野町のこども一人ひとりが健やかに成長することができる社会の実現と、こども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とする計画です。

また、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく「市町村行動計画」として位置づけるとともに、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）及び国の「こども大綱」の趣旨等を踏まえ、法律第 10 条第 2 項に基づく「市町村計画」を包含した計画として策定します。

さらに、「与謝野町総合計画」を上位計画として、関連する個別計画との整合を図りながら策定するものです。

■関連計画等との整合



3 計画期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には計画の総合的な達成状況の確認と見直しを行います。

また、計画内容と実態に大きく乖離が生じた場合や計画内容に変更があった場合は、期間中であっても見直しを行うものとします。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
子ども・子育て支援事業計画	→	第3期 計画策定	→	→	中間 見直し	→	改定	次期計画
第2次 与謝野町 総合計画	→	→	→	改定	次期計画	→	→	→

4 計画策定の経過

- 子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者及び小学生（1～6年生）の保護者を対象として、令和5年度に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。
- 子ども・子育て支援法では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定及び変更する場合には、合議制の機関の意見を聴かななければならないとされ、この機関の役割として、子ども・子育て支援施策の実施状況を調査・審議するとされています。このため、子育ての当事者や支援者のほか、学識経験者や保育・教育関係者等で構成される「与謝野町子ども・子育て会議」を設置し、この計画の記載事項について審議を行っています。
- 町民から計画に対する意見等を募集し、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施します。



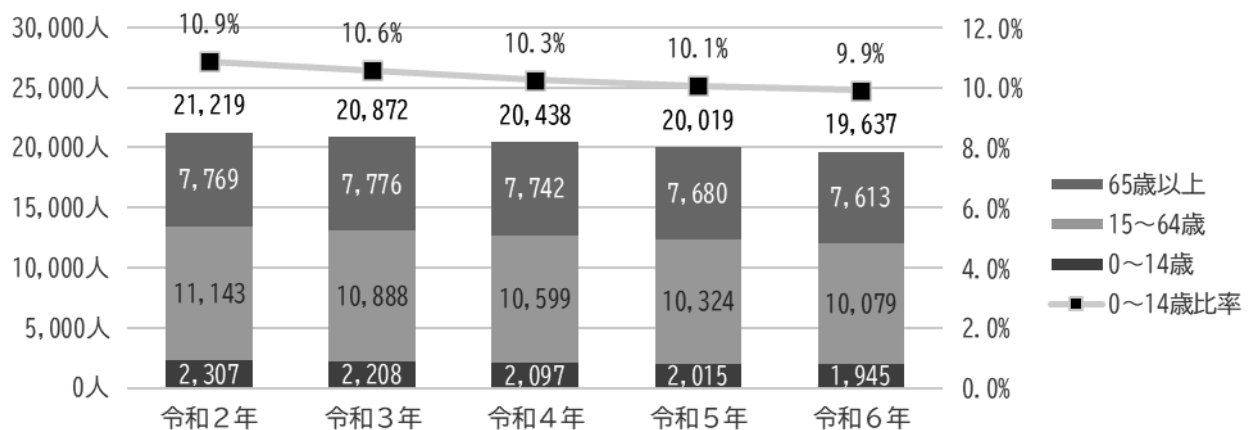
第2章 町の少子化等の動向と子育て世帯の状況

1 町の人口・世帯等の動向

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在 19,637 人となっており、減少傾向で推移しており、年齢3区分のいずれも減少傾向です。うち年少人口（0～14 歳）は、令和6年4月1日現在 1,945 人で、年少人口比率は 9.9%と低下傾向で推移しています。

■総人口及び年齢3区分別人口等の推移

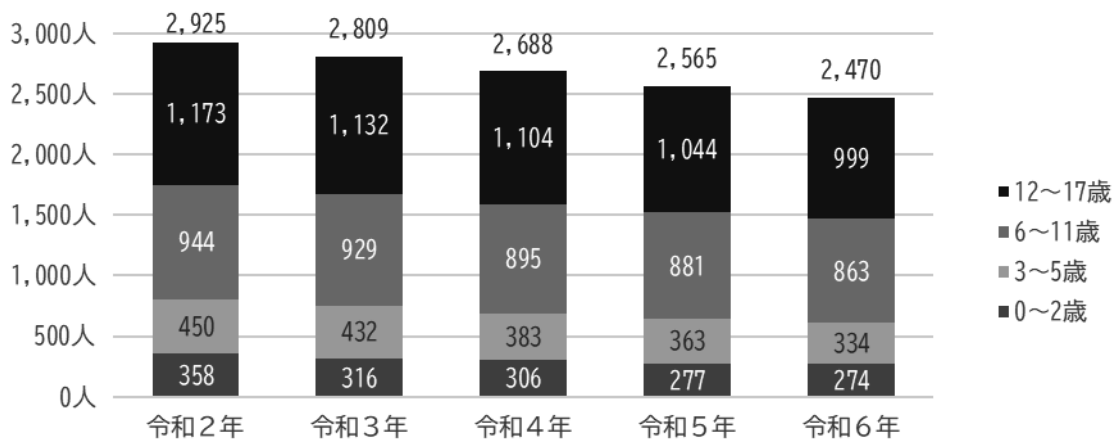


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 児童人口の推移

18歳未満の児童人口は、令和6年4月1日現在 2,470 人で、うち就学前児童（0～5歳）が 608 人、小学生（6～11歳）が 863 人などとなっており、いずれの年齢区分も減少傾向で推移しています。

■18歳未満人口の推移



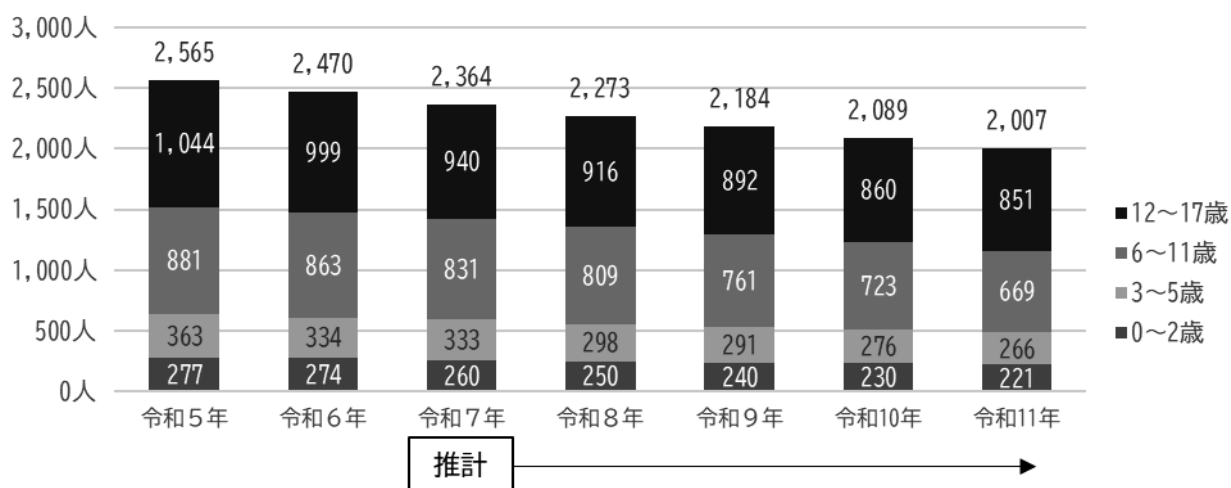
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 推計児童人口

推計児童人口（18歳未満人口）は、本計画の最終年（令和11年）には2,000人近くまで減少する見通しとなっており、令和6年比で450人以上の減少を見込んでいます。

また、いずれの年齢区分も減少傾向で推移する見通しとなっています。

■年齢区分別児童人口の推計（単位：人）



	実績		推計				
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	90	84	81	77	74	71	68
1歳	91	89	86	83	79	76	73
2歳	96	101	93	90	87	83	80
3～5歳	363	334	333	298	291	276	266
0～5歳計	640	608	593	548	531	506	487
6～11歳	881	863	831	809	761	723	669
12～17歳	1,044	999	940	916	892	860	851
0～17歳合計	2,565	2,470	2,364	2,273	2,184	2,089	2,007

資料：令和5年及び令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

【推計方法】

◇平成31年から令和6年の住民基本台帳（各年4月1日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女性こども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。

※推計に使用した女性こども比：平成31年から令和6年の各年における女性こども比を算出した上で、その平均を求め、この平均値を推計に用いる女性こども比とした。15～49歳の女性人口と0歳人口との比を女性こども比として算出。

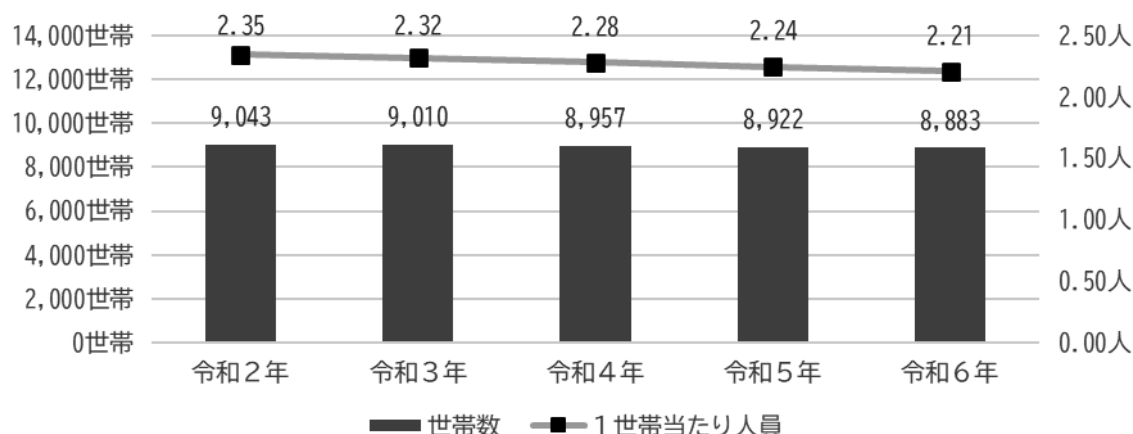
(4) 世帯数等の推移

本町の世帯数は、令和6年4月1日現在 8,883 世帯となっており、減少傾向で推移しており、1 世帯当たり人員は、令和6年4月1日現在 2.21 人となっており、減少傾向で推移しています。

また、本町のこどものいる世帯の構成は、令和2年10月1日現在、18 歳未満世帯員のいる一般世帯のうち、核家族世帯が全体の 71.0%を占めており、この割合は上昇傾向であり、核家族化が進行しています。

ひとり親世帯（男親とこどもから成る世帯及び女親とこどもから成る世帯）は、令和2年10月1日現在、18 歳未満世帯員のいる一般世帯の 10.4%となっており、この割合も上昇傾向です。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■こどものいる世帯の構成

	18 歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
総数	2,239	100.0%	1,881	100.0%	1,556	100.0%
親族のみ世帯	2,228	99.5%	1,877	99.8%	1,553	99.8%
核家族世帯	1,403	62.7%	1,262	67.1%	1,104	71.0%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦とこどもから成る世帯	1,197	53.5%	1,085	57.7%	942	60.5%
男親とこどもから成る世帯	19	0.8%	11	0.6%	17	1.1%
女親とこどもから成る世帯	187	8.4%	166	8.8%	145	9.3%
核家族以外の世帯	825	36.8%	615	32.7%	449	28.9%
非親族を含む世帯	7	0.3%	4	0.2%	3	0.2%
単独世帯	4	0.2%	0	0.0%	0	0.0%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

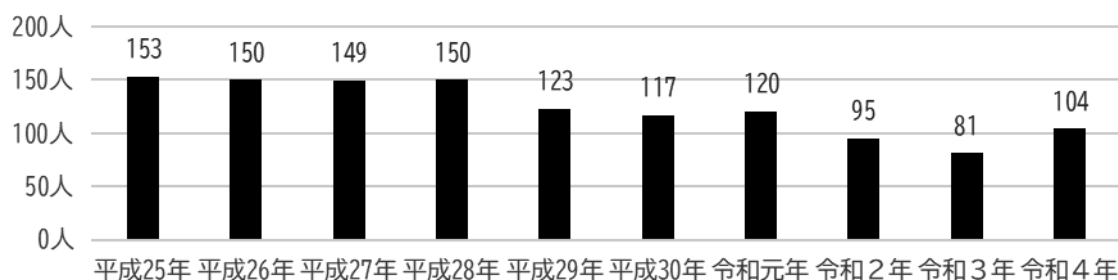
(5) 人口動態

本町の出生数は、令和4年が104人となっており、年によって増減が見られるものの、概ね減少傾向で推移しています。

出生率（人口千対）は、年によって増減が見られるものの、京都府や全国を下回る水準で推移しています。

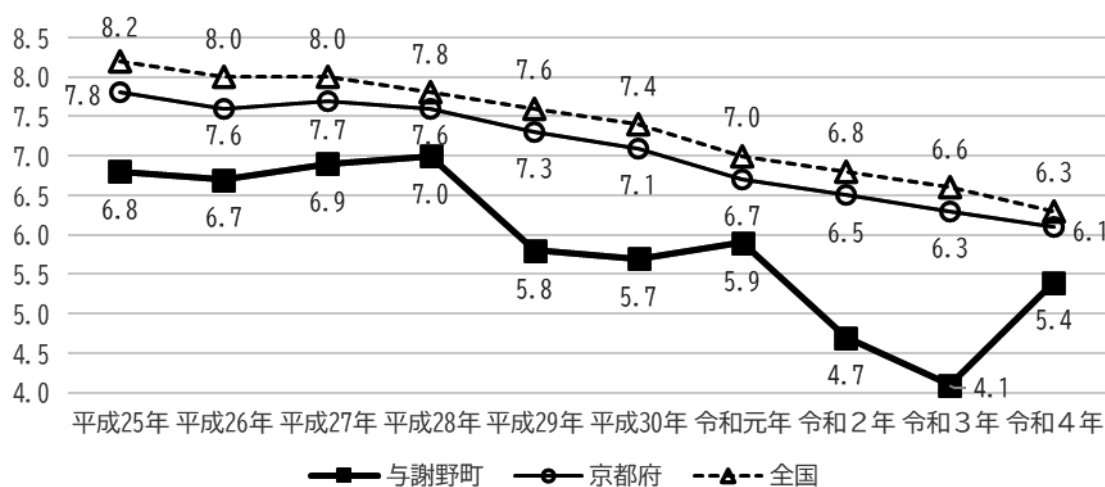
合計特殊出生率は、平成30年～令和4年の平均で1.50となっており、京都府の平均を上回っている状況です。

■出生数の推移



資料：京都府保健福祉統計 人口動態

■出生率（人口千対）の推移及び比較



資料：京都府保健福祉統計 人口動態

■合計特殊出生率の比較



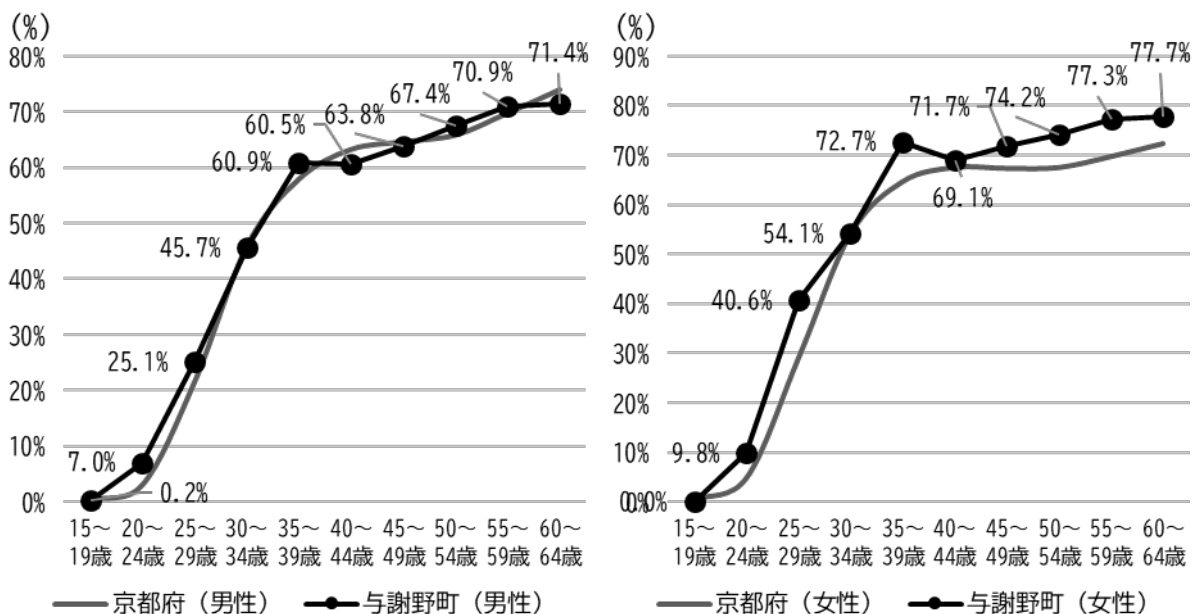
資料：人口動態保健所・市区町村別統計（平成30年～令和4年）

(6) 有配偶率等

本町の有配偶率については、男女ともに多くの年齢区分で京都府の平均を上回る水準となっています。

未婚率については、15～49歳の合計では男女ともに上昇傾向となっており、令和2年10月1日現在の未婚率は、15～49歳の男性51.7%、女性39.1%という状況です。

■年齢区分別有配偶率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（10月1日現在）

■年齢区分別未婚率

区分	男性			女性		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	100.0%	99.8%	99.8%	99.5%	98.8%	99.8%
20～24歳	88.0%	91.2%	90.5%	84.7%	87.1%	86.5%
25～29歳	62.2%	67.7%	72.1%	50.1%	54.3%	54.1%
30～34歳	48.0%	43.7%	49.6%	27.8%	26.3%	33.8%
35～39歳	33.0%	35.7%	35.1%	18.4%	22.9%	17.1%
40～44歳	26.5%	28.1%	31.5%	12.4%	15.5%	16.9%
45～49歳	21.6%	24.5%	26.8%	7.8%	13.2%	15.2%
合計	48.7%	50.7%	51.7%	36.9%	38.8%	39.1%

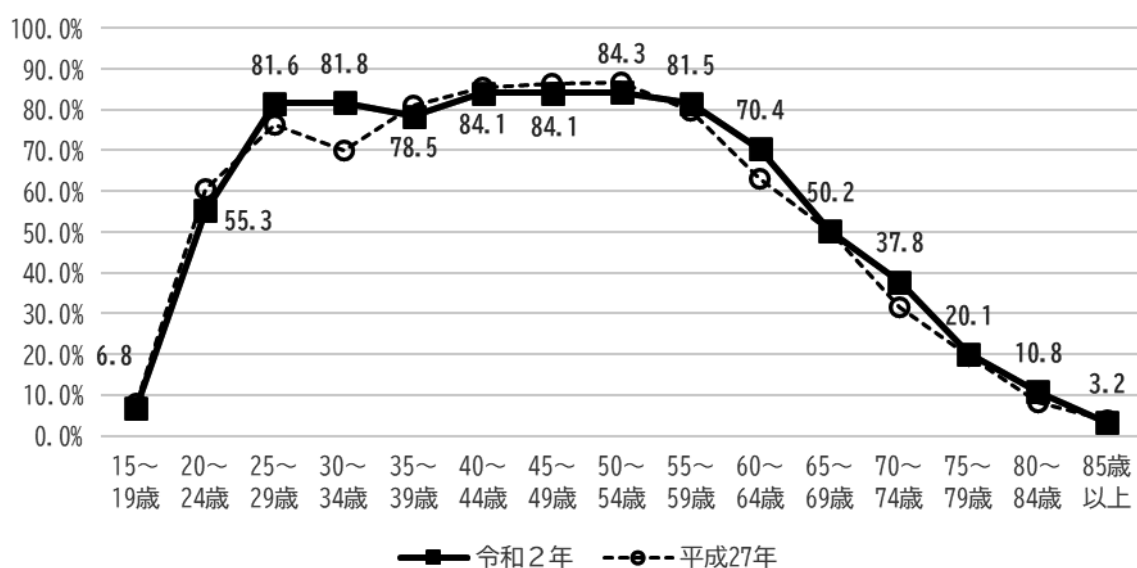
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(7) 女性の就業率

本町の女性の就業率は、令和2年の30～34歳の就業率が平成27年と比べて大幅に上昇しており、結婚・出産時期に低下し、30歳代後半から再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」の谷が35～39歳に移行し、かつ浅くなっています。

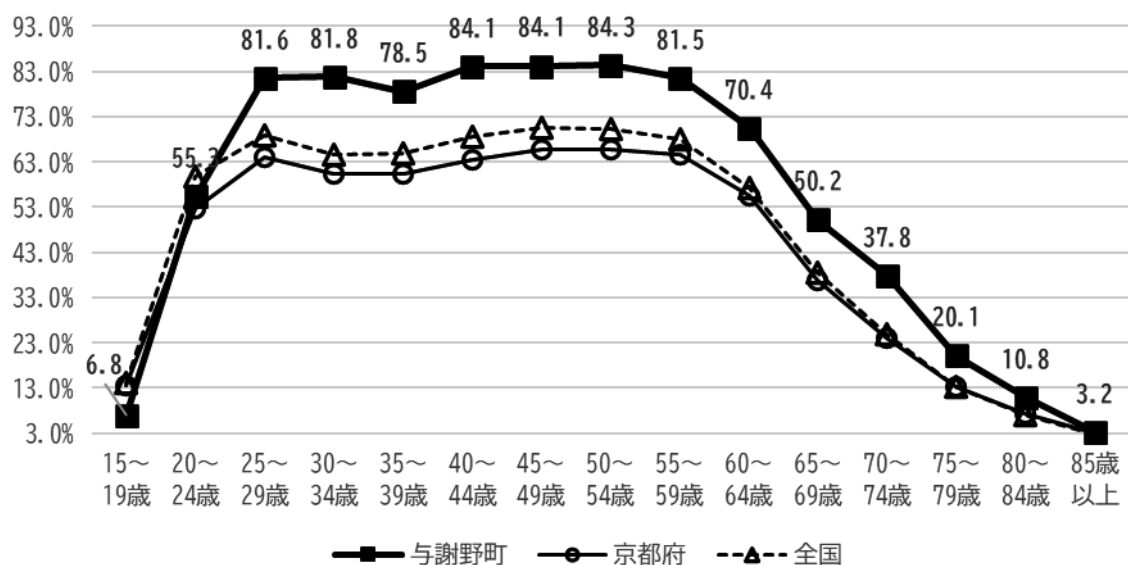
また、本町の女性の就業率は、ほとんどの年齢区分で京都府や全国を大きく上回る水準となっており、子育て期等において仕事と子育ての両立を支援する施策・事業を推進していく必要があります。

■女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■女性の就業率の比較（令和2年）



資料：国勢調査（令和2年10月1日現在）

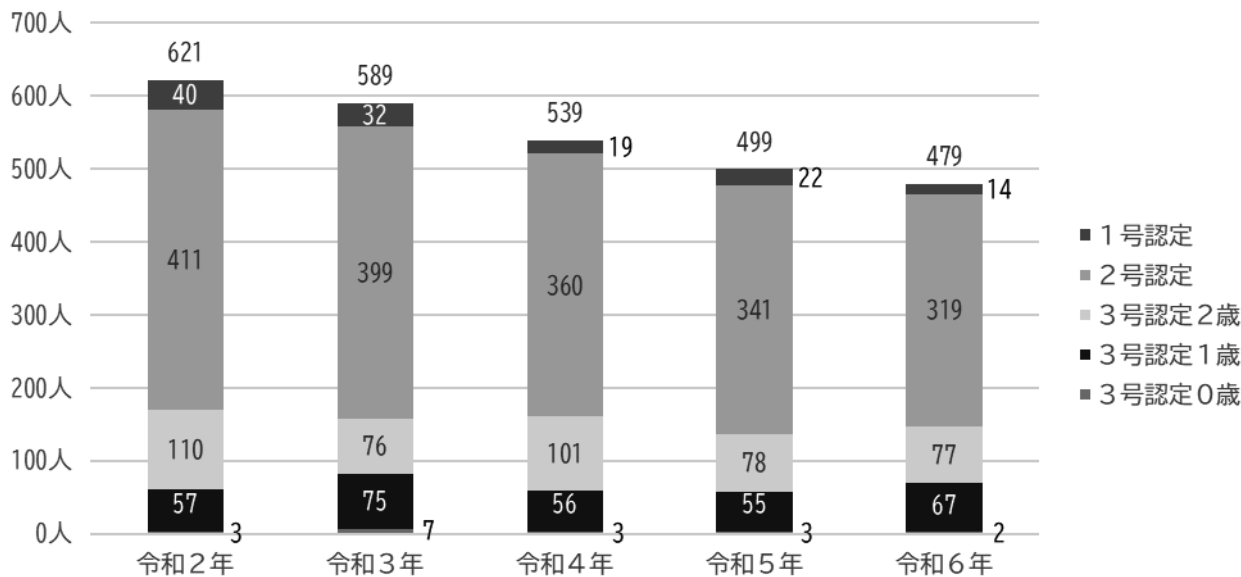
2 教育・保育の状況

(1) 教育・保育給付認定

本町の教育・保育給付認定の数は、令和6年度現在で 479 人となっており、こどもの人口の減少に伴い減少傾向です。

各認定区分の対象人口に占める比率は、令和6年度現在、1号認定（3～5歳）が4.2%、2号認定（3～5歳）が95.5%と、女性の就業率の高さ等を背景として、保育を必要とする児童が大半を占めています。また、3号認定（0歳）が2.4%、3号認定（1歳）が75.3%、3号認定（2歳）が76.2%となっています。

■教育・保育給付認定の推移



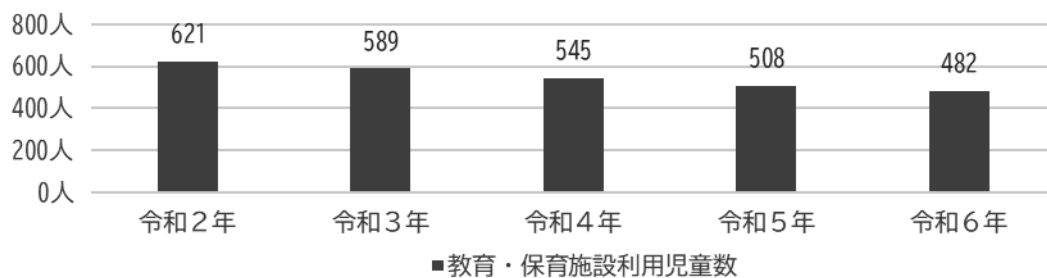
支給認定区分	対象施設	対象人口に占める比率 (令和6年度)
1号認定（3～5歳）	幼稚園又は認定こども園	4.2%
2号認定（3～5歳）	保育所又は認定こども園	95.5%
3号認定（2歳）	保育所又は認定こども園等	76.2%
3号認定（1歳）	保育所又は認定こども園等	75.3%
3号認定（0歳）	保育所又は認定こども園等	2.4%

資料：担当課資料

(2) 教育・保育施設の利用児童数

町内には、令和6年度現在、認定こども園3か所、保育所2か所、小規模保育事業所1か所、認可外保育施設1か所、私立幼稚園1か所、計8か所の就学前の教育・保育施設があります。令和6年4月1日時点の利用児童数（町外の幼稚園等の利用分を含む）は、合計で482人となっています。

■保育所・認定こども園等利用児童数の推移



		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認可保育所	0歳	1	1	1	1	0
	1歳	17	24	13	11	14
	2歳	31	22	23	19	15
	3歳以上	122	119	77	72	61
	小計	171	166	114	103	90
幼保連携型認定こども園	0歳	2	5	1	2	2
	1歳	40	51	43	44	53
	2歳	73	54	77	58	62
	3歳以上	281	271	273	267	249
	小計	396	381	394	371	366
幼稚園	3歳以上	19	16	12	13	8
小規模保育事業所	0歳	0	0	0	2	1
	1歳	0	0	3	4	2
	2歳	0	0	3	3	4
	小計	0	0	6	9	7
認可外保育施設	0歳	0	1	1	0	0
	1歳	0	0	0	0	0
	2歳	6	0	1	1	0
	3歳以上	29	25	17	11	11
	小計	35	26	19	12	11
合計	0歳	3	7	3	5	3
	1歳	57	75	59	59	69
	2歳	110	76	104	81	81
	3歳以上	451	431	379	363	329
	合計	621	589	545	508	482

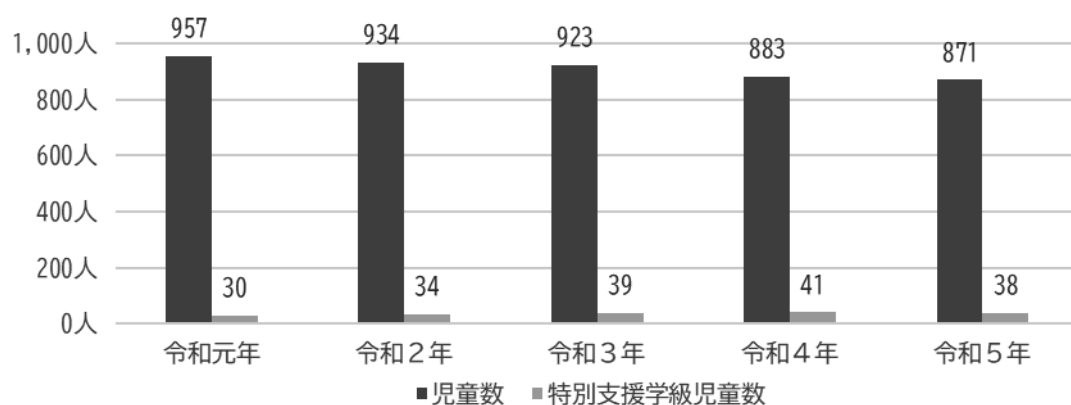
資料：担当課資料

(3) 小学校及び中学校の児童・生徒数

町内には、令和6年度現在、小学校6校、中学校3校があります。令和5年時点で小学校の児童数は871人、中学校の生徒数は564人となっており、いずれも減少傾向です。

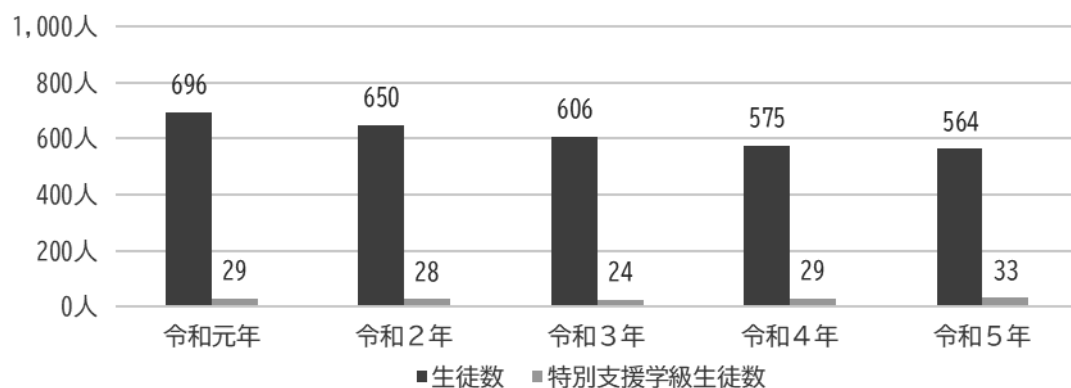
うち特別支援学級の児童生徒数は、小学校では30人～40人台、中学校では20人～30人台で推移しています。

■小学校の児童数の推移



資料：学校基本調査

■中学校の生徒数の推移



資料：学校基本調査

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

令和6年度現在、本町で実施している地域子ども・子育て支援事業の一覧とともに、令和2年度から令和5年度の実績は次のとおりです。

■本町で実施中の地域子ども・子育て支援事業

No.	事業名	概要
1	利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 本町では、令和6年度現在、「こども家庭センター型（旧母子保健型）」（母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う）を実施しています。
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 本町では、令和6年度現在、加悦、岩滝、野田川の計3か所の子育て支援センターで本事業を実施しています。
3	妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計14回助成します。
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。
5	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。
6	子育て短期支援事業	保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護し児童の健全な育成を図り、その保護者等を支援する事業です。
7	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生を子育て中の保護者を対象に、こどもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
8	一時預かり事業	一時預かり（幼稚園型）は、幼稚園や認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施しています。 一時保育（幼稚園型以外）は、保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園において、預かり保育を実施しています。
9	延長保育事業	保育短時間認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以降において、町内の保育所や認定こども園で保育を実施しています。

No.	事業名	概要
10	病児保育事業	病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が難しいこどもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。 本町では、令和6年度現在、宮津与謝病児保育所「りりふる」において、生後6か月～小学6年生まで対象とする事業を実施しています。
11	学童保育（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。 本町では、令和6年度現在、町内に計7か所の学童保育所を設置しています。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用を助成する事業です。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。 令和2年度～6年度の第2期計画期間中は、本事業の実績はありません。



■地域子ども・子育て支援事業の実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者支援事業	実施箇所数（か所）				
	こども家庭センター型 （旧母子保健型）	1	1	1	1
地域子育て支援 拠点事業	年間延利用者数（人回）	7,421	7,462	6,885	7,409
妊婦健康診査事 業	妊娠届出数（人）	100	105	96	79
	年間延利用回数（人回）	1,169	1,106	1,088	1,046
乳児家庭全戸訪 問事業	年間訪問乳児数（人）	92	92	88	92
養育支援訪問事 業	年間訪問児童数（人）	2	7	5	5
子育て短期支援 事業	年間延利用者数（人日）	7	25	5	7
ファミリー・サポ ート・センター事 業	年間延利用者数（人日）※ 就学児童の利用分のみ	0	0	0	4
一時預かり事業	年間延利用者数（人日）	345	451	160	134
	①幼稚園及び認定こど も園の在園児を対象と する一時預かり（幼稚園 型）	200	363	146	114
	②保育所等における一 時保育（幼稚園型以外）	145	88	14	20
延長保育事業	年間実利用者数（人）	191	192	130	141
病児保育事業	年間延利用者数（人日）	7	38	37	63
	就学前児童	7	36	37	58
	就学児童	0	2	0	5
学童保育（放課後 児童健全育成事 業）	登録児童数（人）	174	190	164	194
	1年生	66	69	63	78
	2年生	54	56	53	60
	3年生	35	40	32	39
	4年生	17	15	12	10
	5年生	2	9	2	6
	6年生	0	1	2	1
実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	年間実利用者数（人）				
	副食材料費	5	4	4	5

4 ニーズ調査結果に基づく子育ての現状や変化

(1) 調査の目的

本調査は、「第3期与謝野町子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、子育て家庭の生活状況や、町の施策に対するご意見・ご要望を把握することを目的として実施したものです。

(2) 調査の対象と実施方法等

本調査は、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	町内の就学前児童 （0歳児～5歳児）の保護者	令和6年 2月16日～3月4日	学校・園による 配付・回収、郵 送による配布・ 回収
小学生アンケート	町内の小学生児童 （小学1～6年生）の保護者	令和6年 2月16日～3月4日	回収

※調査基準日：令和6年2月1日

(3) 調査の回収結果

調査票の配布と回収の状況は、次のとおりです。

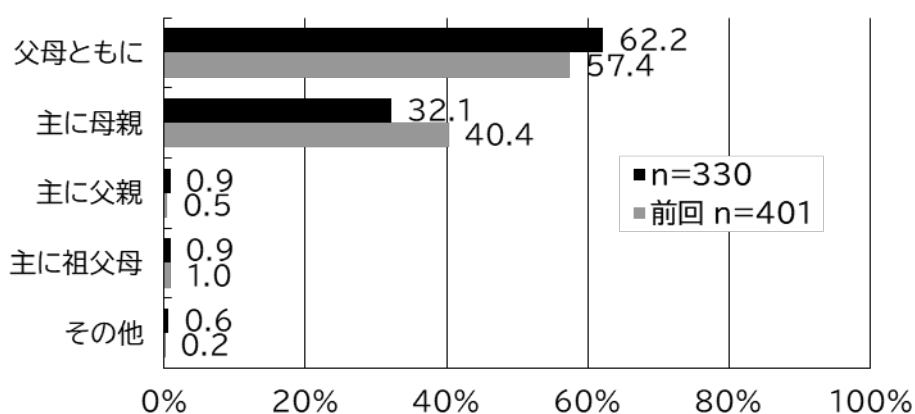
	配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	514票	330票	64.2%
小学生アンケート	652票	411票	63.0%

(4) 調査結果の主なポイント

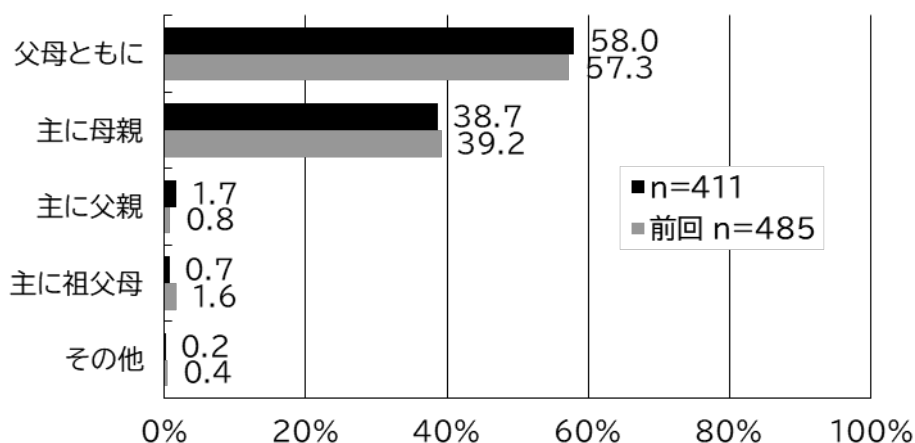
①お子さんとお家族の状況について

- お子さんの子育てを主に行っているのは、就学前児童の保護者では前回調査（平成31年）と比べて「父母ともに」の割合が増加し、「主に母親」の割合が低下しており、父親の子育てへの関わりの変化がうかがえる一方、小学生の保護者では前回調査（平成31年）からの大きな変化は見られません。

〈就学前児童アンケート 子育てを主に行っている保護者〉



〈小学生アンケート 子育てを主に行っている保護者〉



②こどもの育ちをめぐる環境について

- 子育てに対する保護者の気持ちは、就学前児童の年齢3区分別で見ると、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた割合は0歳や1・2歳で80%前後であるのに対して、3～5歳では63.7%と比較的低くなっています。小学生を学年3区分別で見ると、「とても楽しい」と「楽しい」を合わせた割合は、低学年で65.4%、中学年で57.2%、高学年で58.8%と、低学年で比較的高くなっています。

〈就学前児童アンケート 子育てに対する保護者の気持ち〉

	回答者数 (n=)	とても楽しい	楽しい	少し不安 又は負担 を感じる	とても不安 又は負担 を感じる	どちらとも 言えない	無回答
全体	330	31.2%	41.9%	19.1%	2.4%	2.7%	2.7%
年齢3区分							
0歳	88	42.0%	37.5%	14.8%	2.3%	2.3%	1.1%
1・2歳	86	33.7%	47.6%	14.0%	1.2%	2.3%	1.2%
3～5歳	132	22.0%	41.7%	24.2%	3.0%	3.8%	5.3%
子育て環境 等の満足度							
満足度1・2	89	21.3%	39.4%	24.7%	4.5%	6.7%	3.4%
満足度3	129	31.0%	48.0%	17.1%	0.8%	0.8%	2.3%
満足度4・5	97	42.2%	35.1%	17.5%	1.0%	2.1%	2.1%

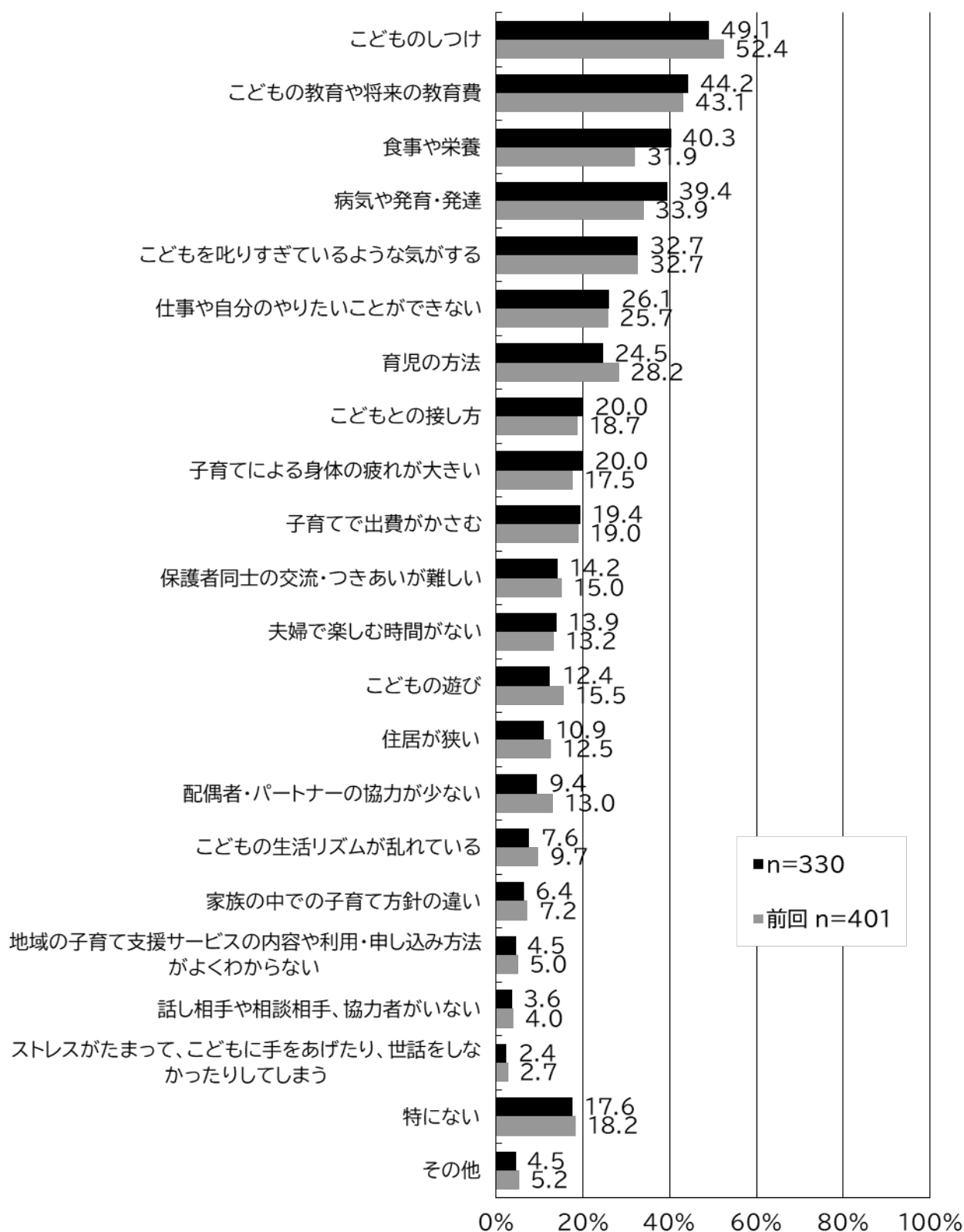
※網掛けは、回答者の各属性で最も回答率が高いもの（以降も同様）

〈小学生アンケート 子育てに対する保護者の気持ち〉

	回答者数 (n=)	とても楽しい	楽しい	少し不安 又は負担 を感じる	とても不安 又は負担 を感じる	どちらとも 言えない	無回答
全体	411	21.7%	38.7%	21.9%	3.4%	6.8%	7.5%
学年3区分							
低学年	179	20.7%	44.7%	19.0%	2.8%	6.1%	6.7%
中学年	119	24.4%	32.8%	27.7%	0.8%	8.4%	5.9%
高学年	87	18.4%	40.4%	21.8%	5.7%	5.7%	8.0%
子育て環境 等の満足度							
満足度1・2	132	12.9%	40.9%	25.0%	6.8%	6.1%	8.3%
満足度3	187	23.0%	39.6%	22.5%	1.6%	8.0%	5.3%
満足度4・5	79	32.9%	32.9%	17.7%	1.3%	6.3%	8.9%

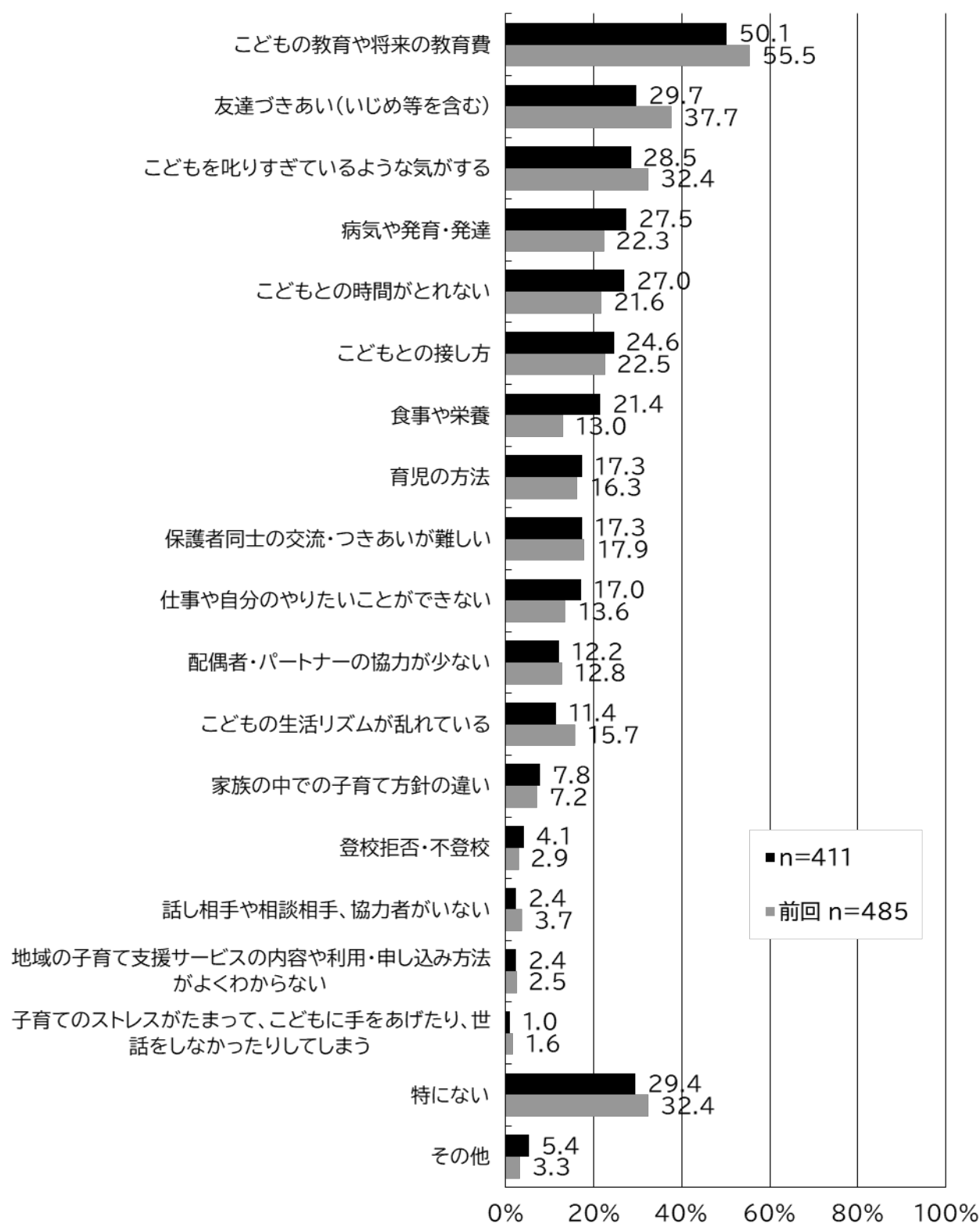
- お子さんを育てていて、日頃悩んでいること、不安に感じることは、就学前児童の保護者では前回調査（平成 31 年）と上位の項目（「こどものしつけ」、「こどもの教育や将来の教育費」など）は概ね同様で、「食事や栄養」や「病気や発育・発達」の割合が増加しています。

〈就学前児童アンケート 日頃悩んでいること、不安に感じること〉



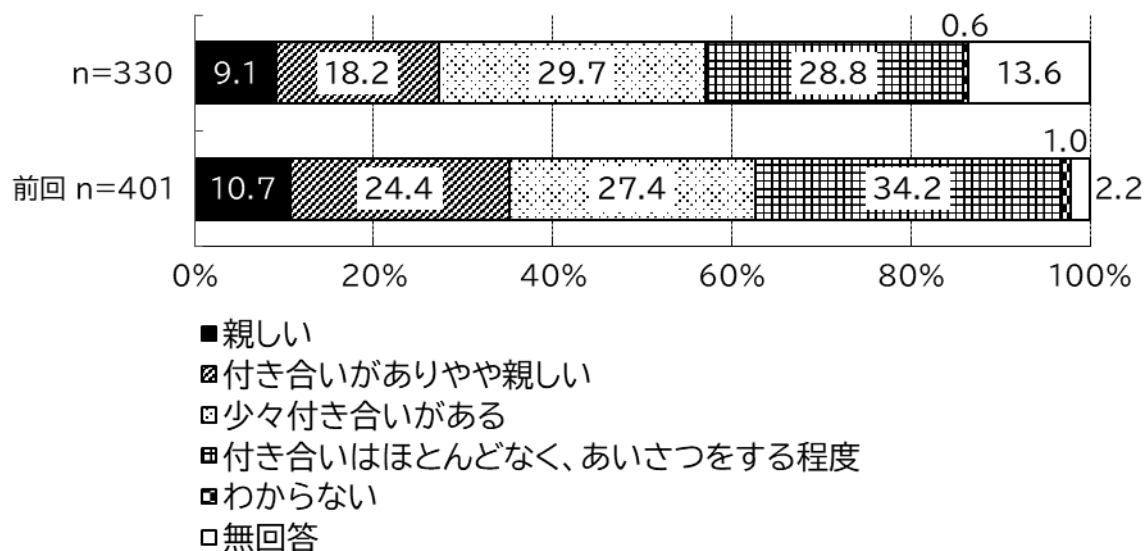
- お子さんを育てていて、日頃悩んでいること、不安に感じることは、小学生の保護者では、前回調査（平成 31 年）と比べて「友達づきあい（いじめ等を含む）」の割合が減少し、「病気や発育・発達」、「食事や栄養」、「こどもとの時間がとれない」が増加しています。

〈小学生アンケート 日頃悩んでいること、不安に感じること〉



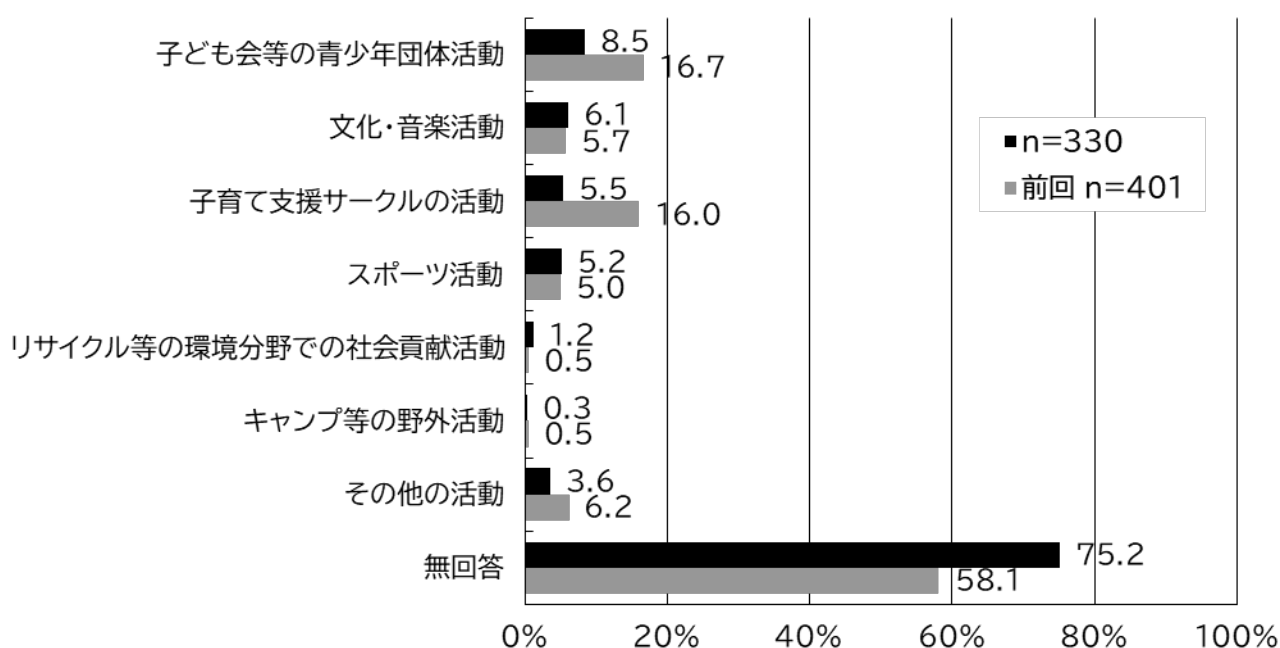
- ご近所や地域の人々との付き合いは、就学前児童の保護者では前回調査（平成 31 年）と比べて「親しい」と「付き合いがありやや親しい」を合わせた割合（前回 35.1%→今回 27.3%）が減少しており、付き合いの希薄化がうかがえます。

〈就学前児童アンケート ご近所や地域の人々との付き合い〉

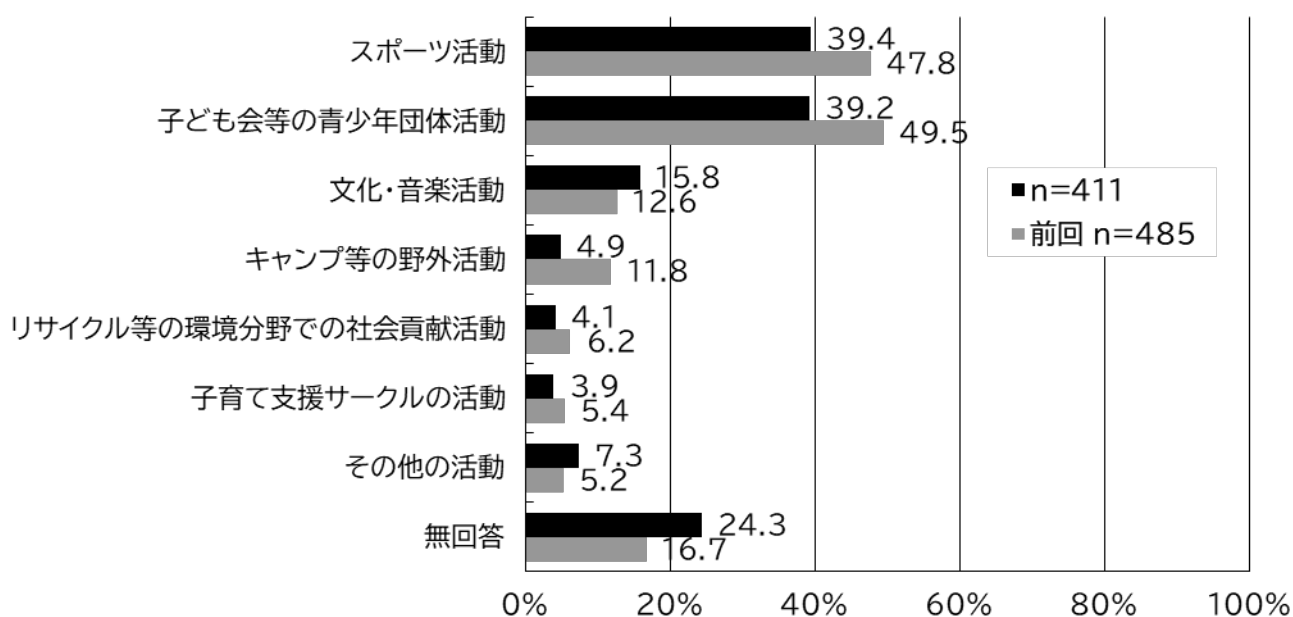


- お子さんの地域での催しへの参加は、就学前児童の保護者では前回調査（平成 31 年）と比べて「子ども会等の青少年団体活動」や「子育て支援サークルの活動」の割合が減少しています。小学生の保護者では、前回調査（平成 31 年）と比べて「スポーツ活動」や「子ども会等の青少年団体活動」の割合が減少しており、子育て家庭同士やこども同士の交流の減少がうかがえます。

〈就学前児童アンケート お子さんの地域での催しへの参加〉

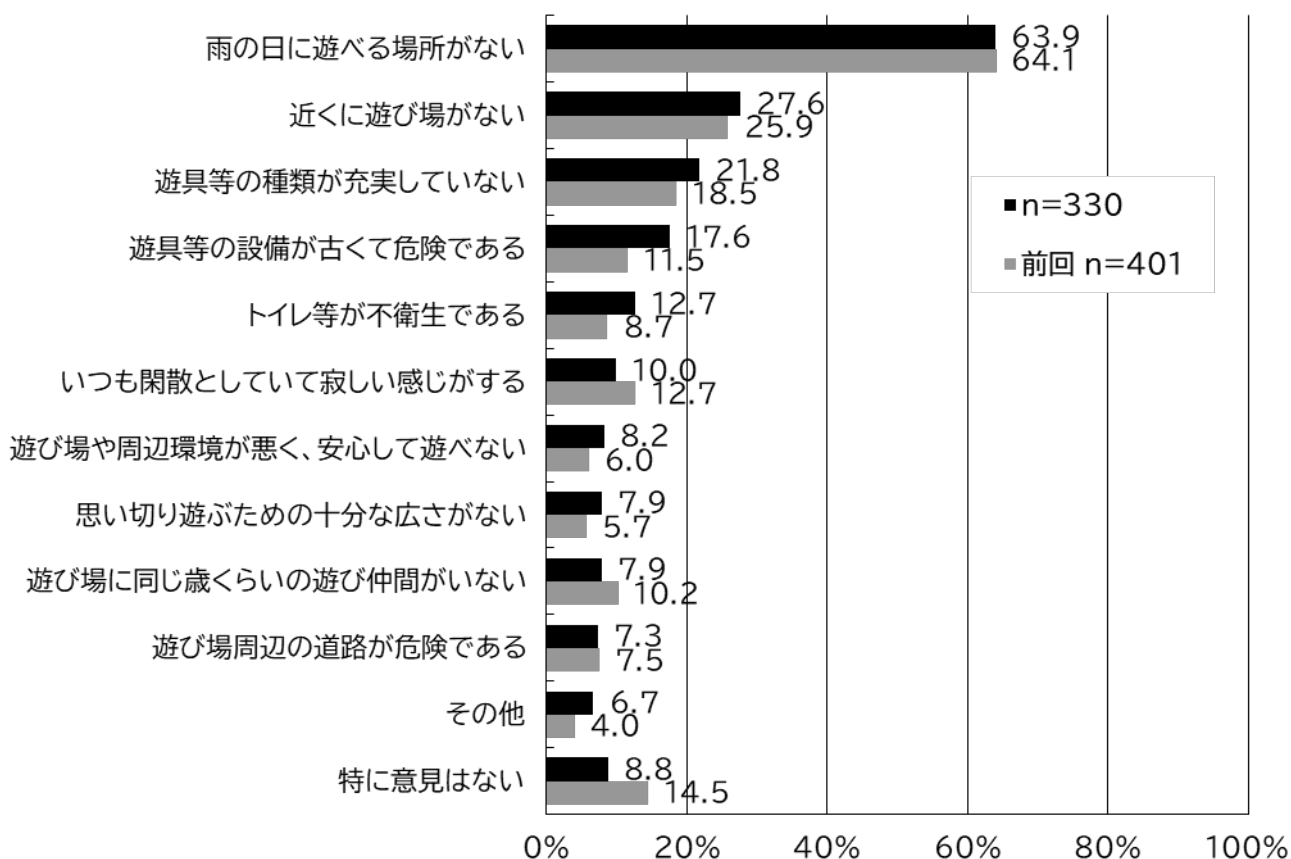


〈小学生アンケート お子さんの地域での催しへの参加〉



- 遊び場で困ること・困ったことは、就学前児童の保護者では「雨の日に遊べる場所がない」が63.9%と最も高く、前回調査（平成31年）と比べて「遊具等の設備が古くて危険である」の割合が増加しています。

〈就学前児童アンケート 遊び場で困ること・困ったこと〉



③平日の定期的な教育・保育の利用状況について

- 現在利用している教育・保育に対する満足度は、就学前児童の保護者では前回調査（平成 31 年）と比べて「満足」の割合が増加しています。満足している理由は、「こどもが楽しく通園している」、「こどもの成長を支えている」、「園の先生に感謝している」が上位 3 つです。一方、不満の理由は、「施設の老朽化に関する懸念」、「保育カリキュラムの不満」などの理由があがっています。

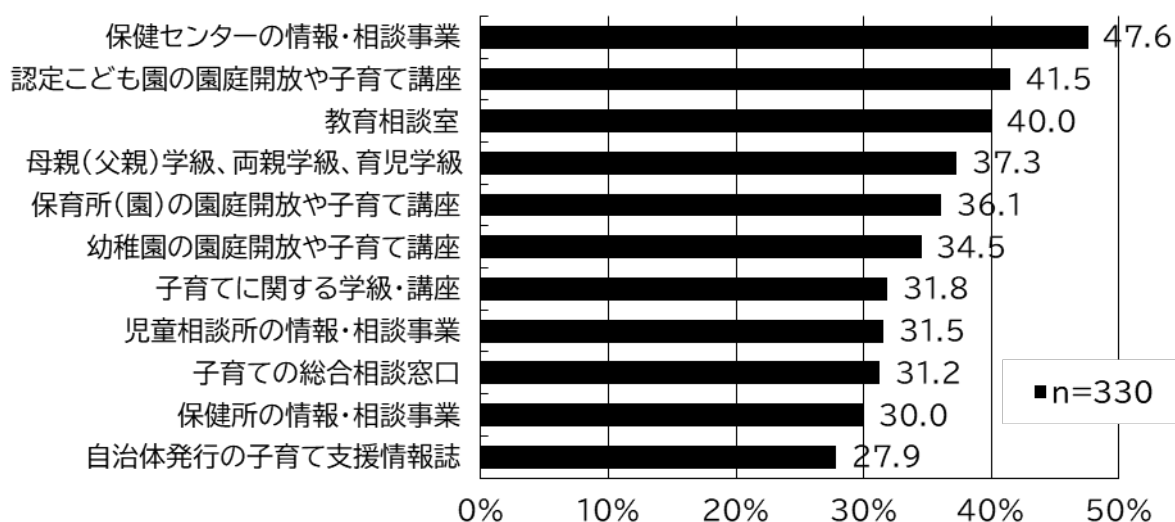
〈就学前児童アンケート 教育・保育に満足している理由〉

主な意見要旨	件数
こどもが楽しく通園している	52
こどもの成長を支えている	35
園の先生に感謝している	35
園の環境に満足している	19
園での体験を価値あるものと感じている	15
園の存在が仕事と家庭の両立を支えている	15
園の開放時間に不満を感じている	12
園の教育内容に満足している	12
園の施設や設備についての意見がある	7
園のサービスに経済的な負担を感じている	4

④地域の子育て支援事業の利用状況について

- 町の事業の認知度は、「保健センターの情報・相談事業」が 47.6%と最も高く、次いで「認定こども園の園庭開放や子育て講座」が 41.5%、「教育相談室」が 40.0%と続いています。一方、「自治体発行の子育て支援情報誌」は 27.9%と最も認知度が低くなっています。

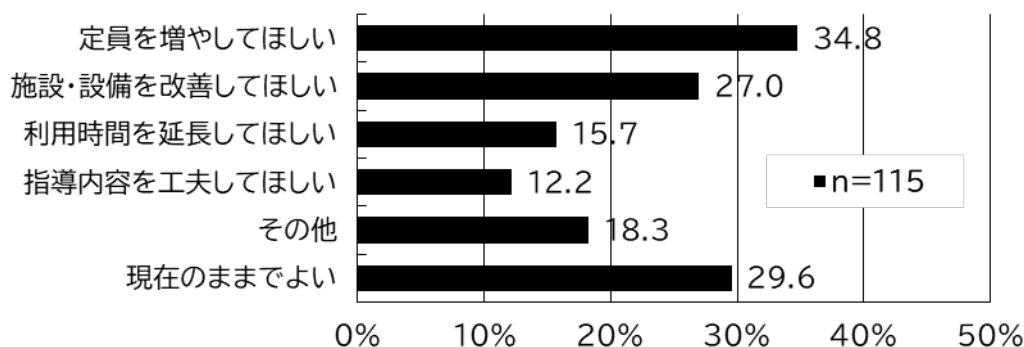
〈就学前児童アンケート 町の事業の認知度〉



⑤放課後の過ごし方、学童保育の利用について

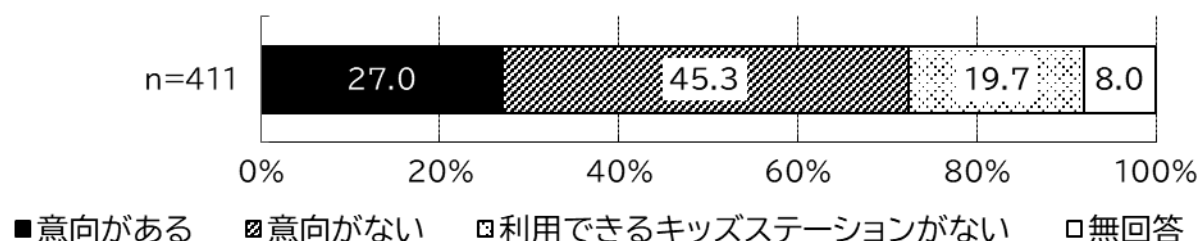
- 小学生の保護者のうち、学童保育を利用している回答者は 28.0%で、学童保育に対して感じていることは、「定員を増やしてほしい」が 34.8%と最も高く、次いで「現在のままでよい」が 29.6%、「施設・設備を改善してほしい」が 27.0%と続いています。

〈小学生アンケート 学童保育に対して感じていること〉



- 『キッズステーション』については、小学生の保護者のうち 27.0%が利用意向を持っています。

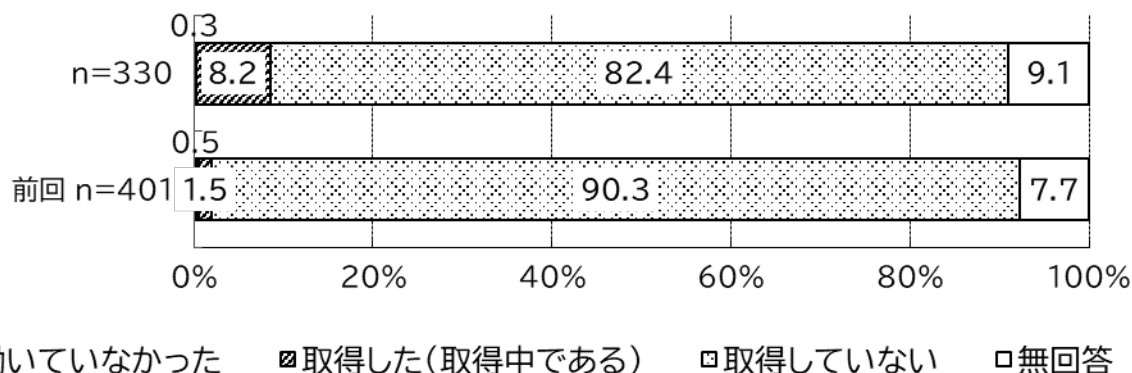
〈小学生アンケート 『キッズステーション』の利用意向〉



⑥育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

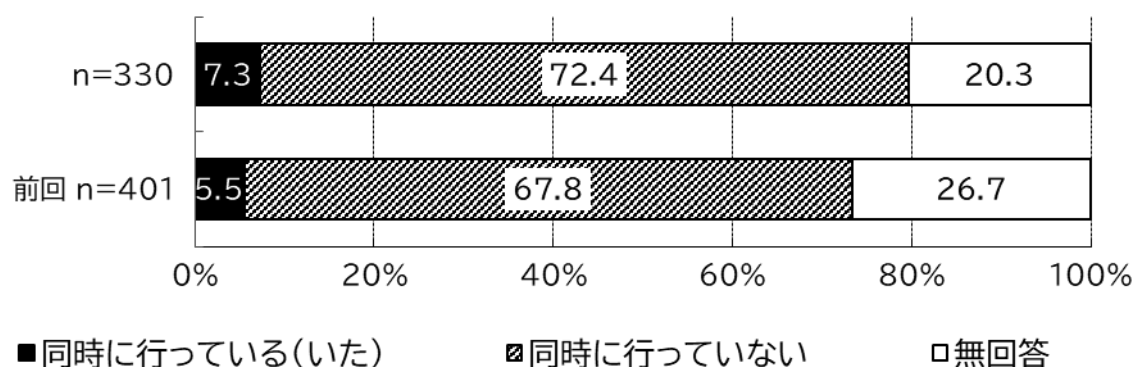
- 就学前児童の保護者に育児休業の取得状況を聞いたところ、母親では「取得した（取得中である）」が 64.5%で、前回調査（平成 31 年）と比べて割合が増加しています。一方、父親では「取得した（取得中である）」が 8.2%で、こちらも前回調査（平成 31 年）と比べて割合が増加しています。

〈就学前児童アンケート 父親の育児休業の取得状況〉



- ダブルケア（子育てと介護を同時に行っている）の状況は、母親では「同時に行っている（いた）」が7.3%、父親では4.2%となっています。

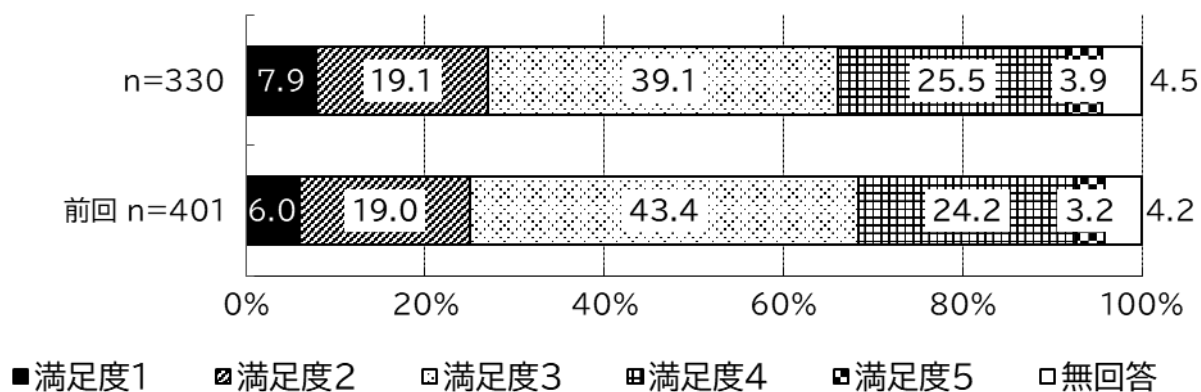
〈就学前児童アンケート ダブルケア（子育てと介護を同時に行っている）の状況〉



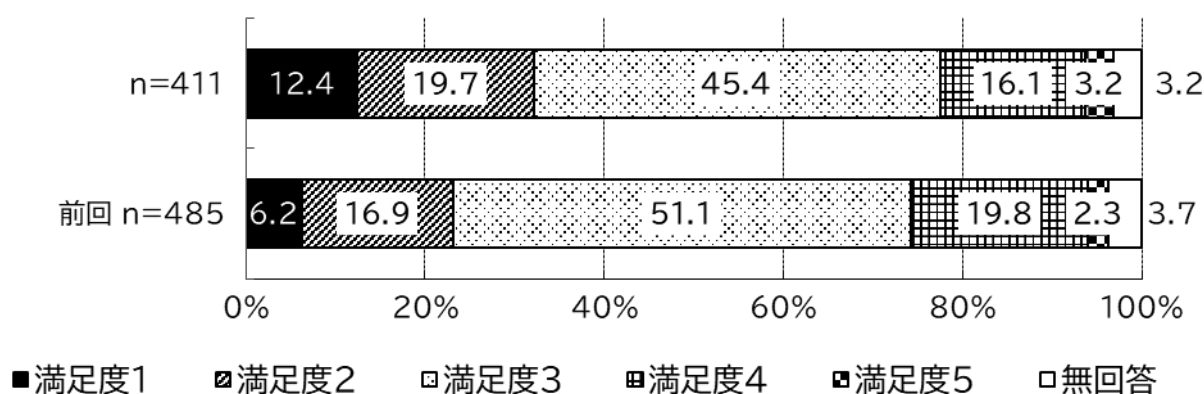
⑦子育て支援対策の全般について

- お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度は、就学前の保護者では「満足度3」が39.1%と最も高く、前回調査（平成31年）からの大きな変化は見られません。小学生の保護者では「満足度3」が45.4%と最も高く、前回調査（平成31年）と比べて「満足度1」や「満足度2」など低い評価の割合が増加しています。

〈就学前児童アンケート お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度〉

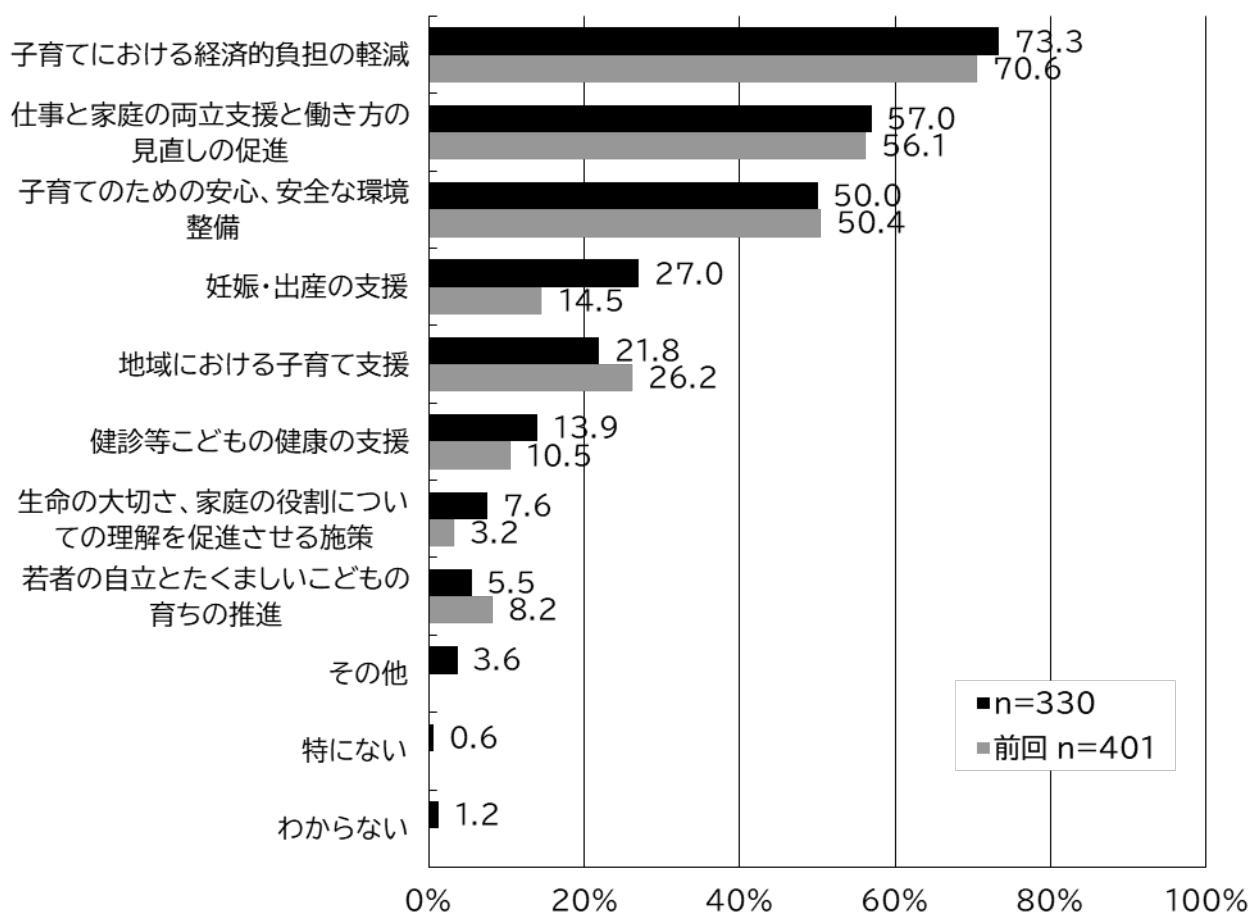


〈小学生アンケート お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度〉

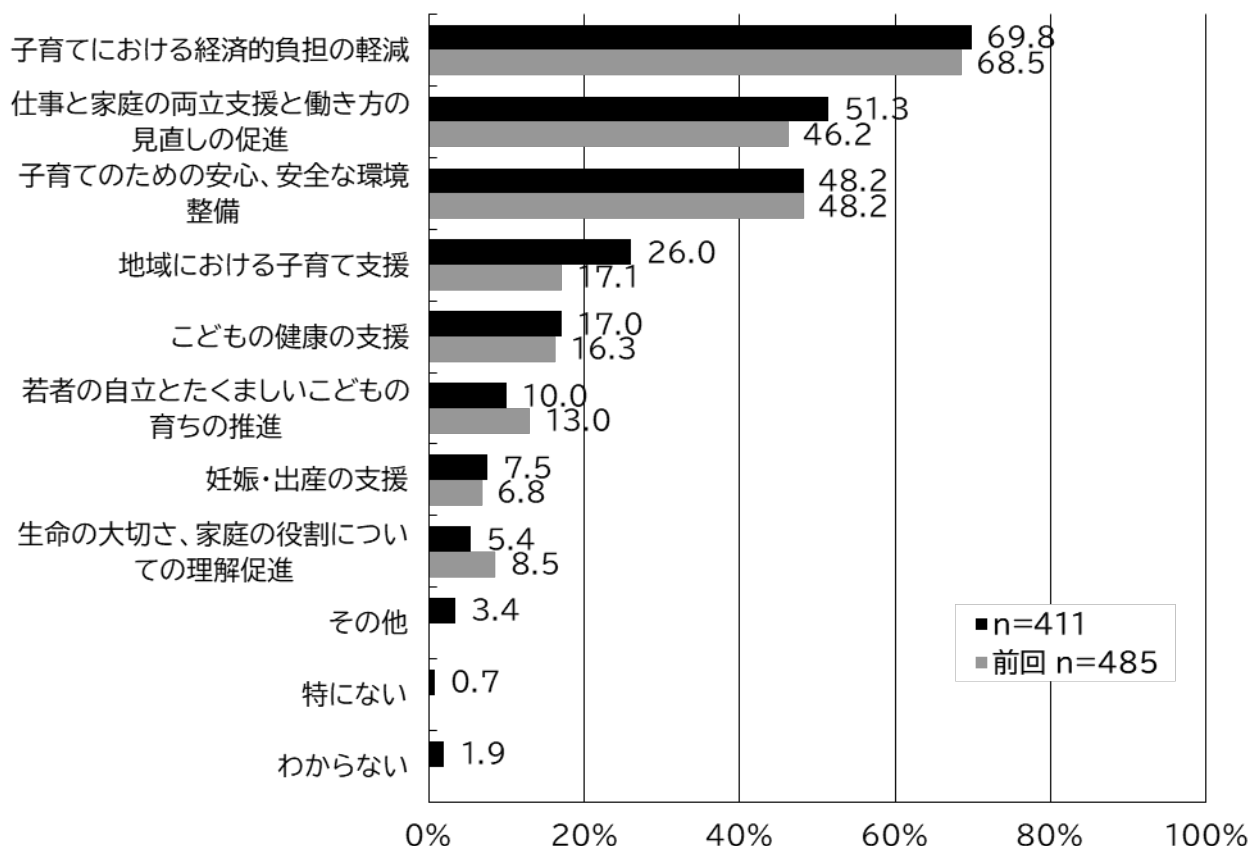


- 望ましい子育て支援施策は、就学前児童の保護者では前回調査（平成 31 年）と上位の項目（「子育てにおける経済的負担の軽減」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」、「子育てのための安心、安全な環境整備」など）は概ね同様で、「妊娠・出産の支援」の割合が増加しています。小学生の保護者では、前回調査（平成 31 年）と比べて「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」や「地域における子育て支援」の割合が増加しています。

〈就学前児童アンケート 望ましい子育て支援施策〉

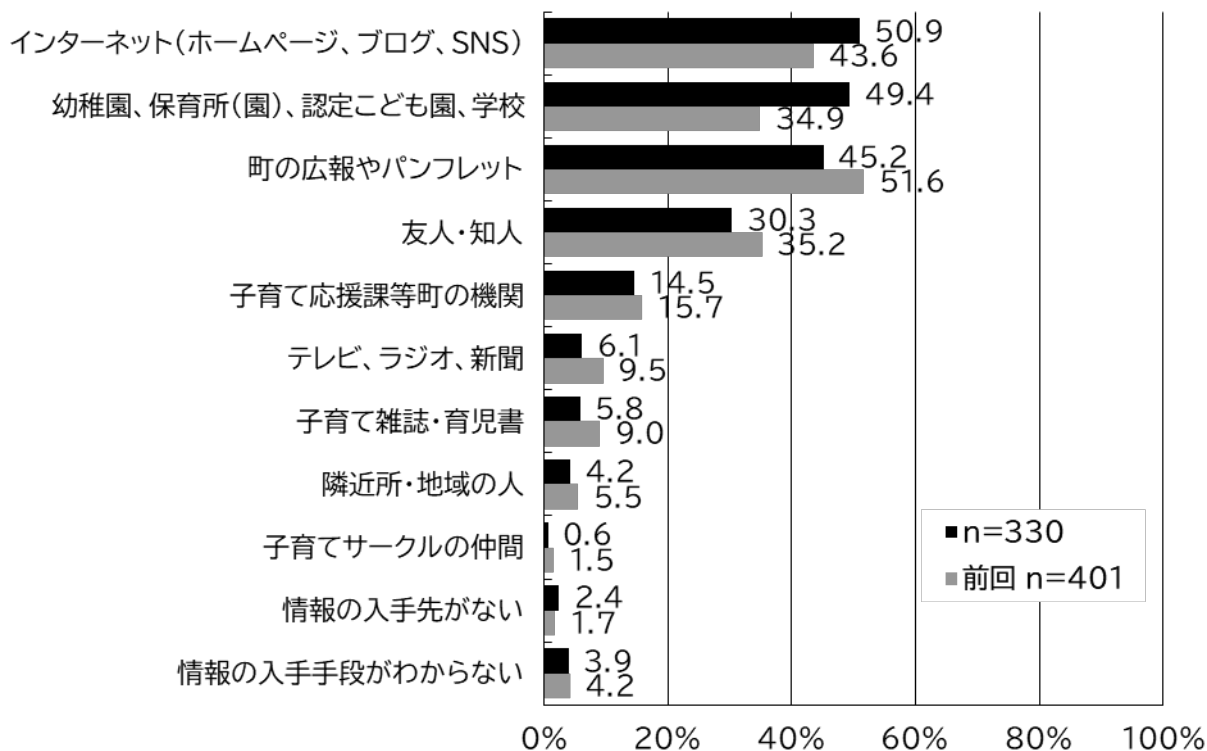


〈小学生アンケート 望ましい子育て支援施策〉



- 子育てに必要な施策等の情報の入手方法は、就学前児童の保護者では前回調査（平成 31 年）と比べて「インターネット（ホームページ、ブログ、SNS）」や「幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校」の割合が増加しています。

〈就学前児童アンケート 子育てに必要な施策等の情報の入手方法〉



- 教育・保育環境の充実等子育ての環境や支援に関する意見について、就学前児童の保護者では「子育てに関する経済的な支援」、「こどもの遊び場の不足」に関わる意見や「子育てと仕事の両立が難しい」といった意見が比較的多く寄せられています。小学生の保護者では、「学童保育の利用制限や問題点」、「こどもの学習環境や教育の懸念」、「こどもが遊べる公園や施設の不足や劣化」に関わる意見が比較的多く寄せられています。

〈就学前児童アンケート 教育・保育環境の充実等子育ての環境や支援に関する意見〉

主な意見要旨	件数
子育てに関する経済的な支援	30
こどもの遊び場の不足	19
子育てと仕事の両立が難しい	16
保育料の高さに不満	15
保育時間が短い	12
こどもの安全に対する不安	11
子育て支援の情報が不足	11
子育てに対する専門的なアドバイスの不足	8
こどもの教育に対する不安	7
保育士の待遇改善	6

〈小学生アンケート 教育・保育環境の充実等子育ての環境や支援に関する意見〉

主な意見要旨	件数
学童保育の利用制限や問題点	38
こどもの学習環境や教育の懸念	27
こどもが遊べる公園や施設の不足や劣化	21
子育て支援の具体的な提案や要望	20
子育て中の親の働きやすさの問題	18
地域の安全性や環境整備の要望	15
地域のコミュニティや交流の不足	12
情報提供や相談窓口の不足	12
こどもの健康や発達に関する懸念	7
地域の自然環境の保全や活用の提案	2

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町は、上位計画である「第2次与謝野町総合計画 後期基本計画」（令和5年3月）において、こども・子育て分野の方針として『つながりで笑顔を未来につむぐまち』を掲げています。

また、子ども・子育て支援事業計画の第2期計画では、『子育てするならこのまちで』を基本理念として、すべてのこどもが健やかな育ちを保障されるまち、安心してこどもを産み育てられるまちを地域・住民との協働のもとに目指すこととしています。

総合計画も第2期計画も、“つながり”や“地域・住民との協働”を念頭に置いており、理念の方向性は一貫していることから、今回の第3期計画においても、第2期計画の『子育てするならこのまちで』を基本理念として踏襲します。

【基本理念】

子育てするならこのまちで

すべてのこどもが良質な教育・保育を受けられ、健やかな育ちが保証されるまち、豊かな自然に恵まれた環境の中で、安心してこどもを生み育てられるまち、このようなまちを地域・住民との協働のもとに目指します。

2 基本方針

国のこども大綱の「こども施策に関する基本的な方針」や次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の見直しに準じて、こども・子育て支援に関する基本方針として、次の5つを定めます。

（1）こどもを権利の主体として、今とこれからの最善の利益を図る

こどもは、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、保護者や社会の支援を受けながら、自立した個人として自己を確立していく、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

本町は、こどもを多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こどもの今とこれからにとっての最善の利益を図ります。

(2) こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

本町は、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもの意見を年齢や発達の程度に応じて尊重するとともに、こどもや子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、協働で地域の課題を解決し、こどもや子育て当事者の自己実現とこども・子育て支援、次世代育成支援対策への主体的な参画を後押しします。

(3) こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

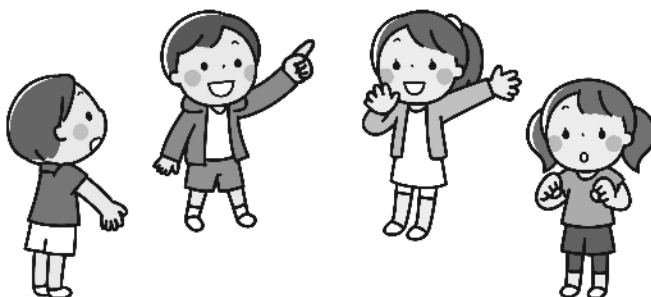
本町は、乳幼児期から学童期・思春期といったライフステージに応じて、こどもや子育て当事者を地域全体で切れ目なく支えるとともに、一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供するような、ネットワークの強化を図ります。

(4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこどもが幸せな状態で成長できるようにする

本町は、すべてのこどもが相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができるよう、地域の居場所づくりを図るとともに、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく地域生活を営むことができるように取り組みます。

(5) 若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望を支援する

本町は、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて地域全体で支えるとともに、共働き・共育てを推進し、固定的性別役割分担意識等を前提とした働き方や子育ての見直しに向けて、男女共同参画の取組を推進します。



3 基本目標

基本理念及び基本方針を念頭に置きつつ、本町として一貫性のあるこども・子育て支援や次世代育成支援対策を進めるため、第2期子ども・子育て支援事業計画の6つの基本目標を踏襲し、目標の実現に向けて総合的に施策を推進していきます。

(1) 地域における子育て支援

こどもは、地域の様々な人々との関わりの中で育ちます。

こどもや子育て家庭に寄り添い、地域ぐるみでこども・子育てを応援する意識を高めるために、世代を超えたふれあいや交流、地域住民や様々な主体が関わる体験学習・活動を推進します。

また、子育てに関する相談や情報提供体制の強化をはじめ、地域における子育て支援の充実を図るとともに、保育サービスの充実や子育て支援のネットワーク、地域における人材育成、こどもの健全育成へ向けた取組、子育て家庭への経済的支援の充実に努めます。

さらに、親になる喜びや楽しさが実感できるように、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援を図るとともに、男女が共に子育てに参加し、家族全体で協力してこどもを育てていく意識を広めます。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

すべてのこどもが健やかに成長でき、保護者が安心してこどもを育てることができるよう、妊娠期からの伴走型の支援を図り、こどもや母親の健康の確保、病気の予防や早期発見への取組を推進します。

また、学童期・思春期から、その後の成人期に向けた保健対策の充実、食育の推進に加え、緊急時や必要時に適切な医療を受けることができるよう、小児医療体制の充実や不妊治療対策など、継続的な支援を推進します。

(3) こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手であるこどもたちが、豊かな心と健やかな身体を育んでいくために、保健・教育等の様々な分野が連携し、各発達段階に応じた学習機会や体験学習・情報提供を行い、総合的な「生きる力」を育成するための環境を整備します。

また、人の個性や価値観の多様性を認め、自他を尊重する心を育んでいくために、人権教育を推進するほか、次代の親を育成するために、こどもを生み育てることの意義や大切さを学べる教育機会を充実します。

さらに、父母等の保護者の意識が重要であることから、親自身も学び育つことができるよう、豊かなつながりの中での家庭教育の充実や地域の教育力の向上へ向けた取組を進めます。

（４）子育て家庭にやさしい環境の整備

こどもを犯罪から守り、安心して外出したり遊んだりできるよう、安全・安心なまちづくりを進めます。

また、子育て世帯向けの良質な住宅の確保や公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

職業生活と家庭生活との両立を通じて少子化対策や次世代育成支援の向上が図られるよう、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るための広報・啓発等を推進するとともに、仕事と子育ての両立支援のための基盤整備や多様な働き方に対応した子育て支援の展開に努めます。

（６）要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待やDV等の人権侵害を防ぐため、府の機関をはじめ、関係機関の連携・参加による取組とともに、相談しやすい体制づくりを進めます。

また、被虐待児童・障害のあるこども・ひとり親家庭・貧困家庭・外国にルーツをもつこどもなど、権利の侵害を受けやすい、あるいは既に権利侵害を受けているこどもとその家庭に対するきめ細かな取組を推進します。



4 施策の体系

基本理念	子育てするならこのまちで
基本目標	施策の方向
基本目標 1： 地域における子育て支援	○ 地域における子育て支援サービスの充実 ○ 保育サービスの充実 ○ 子育て支援のネットワーク ○ こどもの健全育成 ○ 交流や集いの場づくり ○ 地域における人材育成 ○ 子育て家庭への経済的支援の充実
基本目標 2： 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	○ こどもや母親の健康の確保 ○ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 ○ 食育の推進 ○ 小児医療の充実
基本目標 3： こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	○ 次代の親の育成 ○ こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 ○ 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上
基本目標 4： 子育て家庭にやさしい環境の整備	○ 良好な居住環境の整備 ○ 安全・安心なまちづくりの整備 ○ こども等の安全の確保
基本目標 5： 職業生活と家庭生活との両立の推進	○ 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発等の推進 ○ 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開
基本目標 6： 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	○ きめ細かな見守りと相談・支援体制 ○ ひとり親家庭等に対する支援の充実 ○ 障害のあるこどもへの施策の充実 ○ こどもの貧困対策

第2部 事業計画

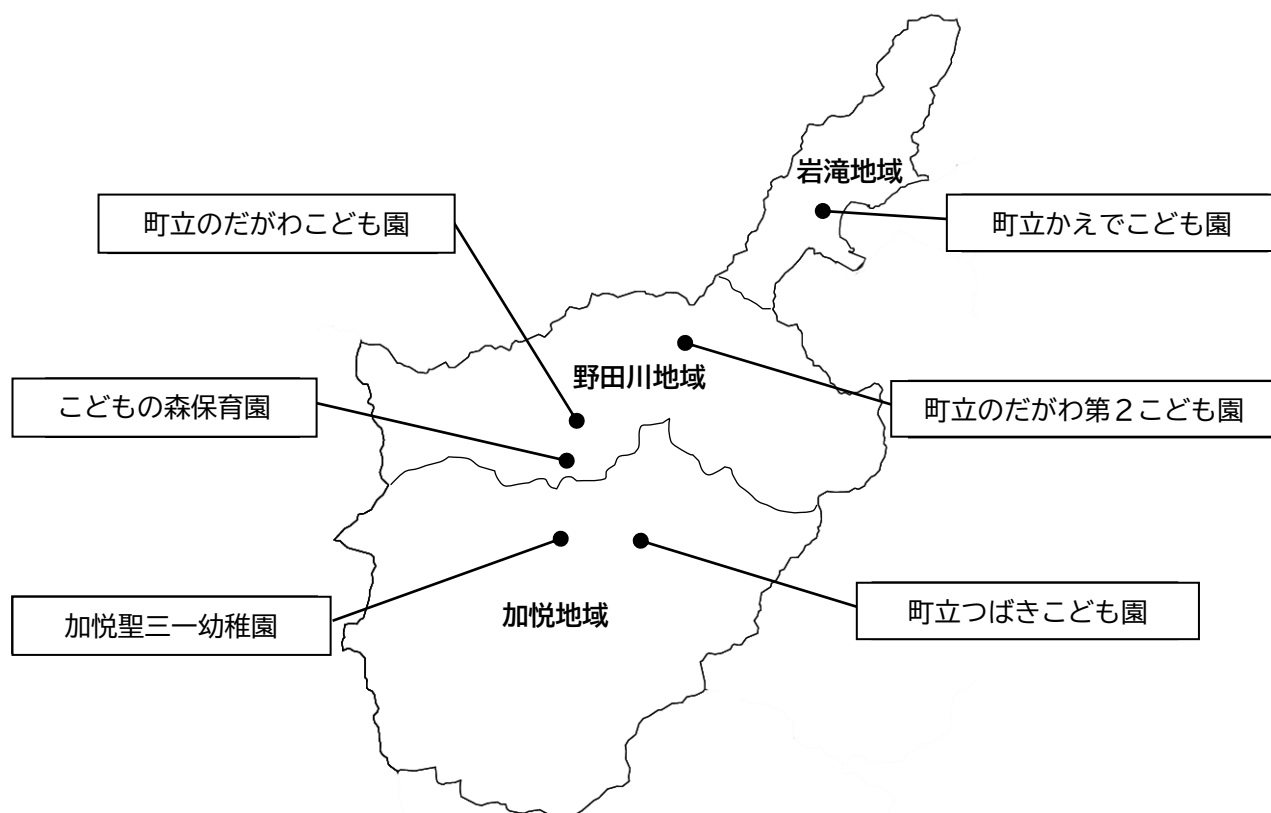
第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方について

- 区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。
- その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

2 区域設定

- 本町では、幼児期の教育・保育について、加悦地域、岩滝地域、野田川地域の3地域に認定こども園を設置していること、地域子ども・子育て支援事業のほとんどの事業について3地域それぞれに需給調整し、教育・保育提供区域の基本とします。



第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込みについて

この計画については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び手引きに基づき、教育・保育提供区域ごとに、事業の量の見込み（需要量）を設定し、それに対応する確保方策を定めることになっています。

幼児期の教育・保育（保育所・認定こども園・地域型保育事業等）については、次の教育・保育給付認定（1号・2号・3号）ごとに、量の見込み及び確保方策を定めます。

【幼児期の教育・保育】

支給認定区分		対象の家庭	利用する事業	事業の概要
1号	こどもが満3歳以上	専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭	● 認定こども園 ● 幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施
	こどもが満3歳以上	共働きであるが、幼稚園等の利用を希望する家庭		幼稚園等で、教育標準時間（1日4時間程度）の教育を実施するとともに、預かり保育を実施
2号	こどもが満3歳以上	共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育所 ● 企業主導型保育施設の地域枠※1	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応
	こどもが満3歳未満	共働きの家庭		認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応 地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）等で、上記と同様の対応
3号	こどもが満3歳未満	共働きの家庭	● 認定こども園 ● 保育所 ● 地域型保育事業 ● 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）※2 ● 企業主導型保育施設の地域枠	

※1 企業主導型保育施設は、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外のこどもを受け入れる枠（地域枠）を設けることができます。

※2 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は、幼稚園において保育を必要とする2歳児を定期的に受け入れる事業です。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（１）町全体

（単位：人）

			推計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	①量の見込み（必要利用定員総数）		14	12	10	9	7
	②確保方策	特定教育・保育施設	36	36	36	27	27
		私立幼稚園	15	15	15	15	15
	③過不足（②－①）		37	39	41	33	35
2号	①量の見込み（必要利用定員総数）		312	286	281	264	259
	②確保方策	特定教育・保育施設	288	288	288	263	263
		認可外保育施設	30	30	30	30	30
	③過不足（②－①）		6	32	37	29	34
3号（0歳）	①量の見込み（必要利用定員総数）		49	46	44	43	41
	②確保方策	特定教育・保育施設	48	48	48	45	45
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	10	10	10	10	10
	③過不足（②－①）		9	12	14	12	14
3号（1歳）	①量の見込み（必要利用定員総数）		63	64	64	64	65
	②確保方策	特定教育・保育施設	86	86	86	75	75
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	10	10	10	10	10
	③過不足（②－①）		33	32	32	21	20
3号（2歳）	①量の見込み（必要利用定員総数）		72	70	67	64	61
	②確保方策	特定教育・保育施設	102	102	102	90	90
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	10	10	10	10	10
	③過不足（②－①）		40	42	45	36	39

■ 確保方策

令和6年度現在の特定教育・保育施設（町立認定こども園）3か所に加え、令和7年度より野田川地域に「町立のだがわ第2こども園」（「石川保育所」を「山田保育所」へ集約）を開設します。

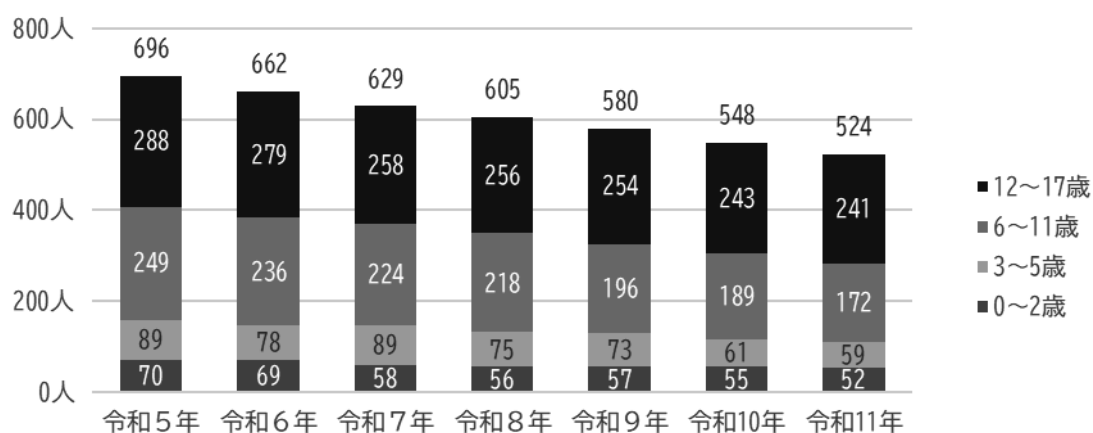
さらに、令和9年度以降は、「町立のだがわこども園」と「町立のだがわ第2こども園」を統合し、野田川地域内に新園舎を1か所整備し、量の見込みの確保を図ります。

そのほか、私立保育施設において2号認定児及び3号認定児、私立幼稚園において1号認定児の受け入れを行います。

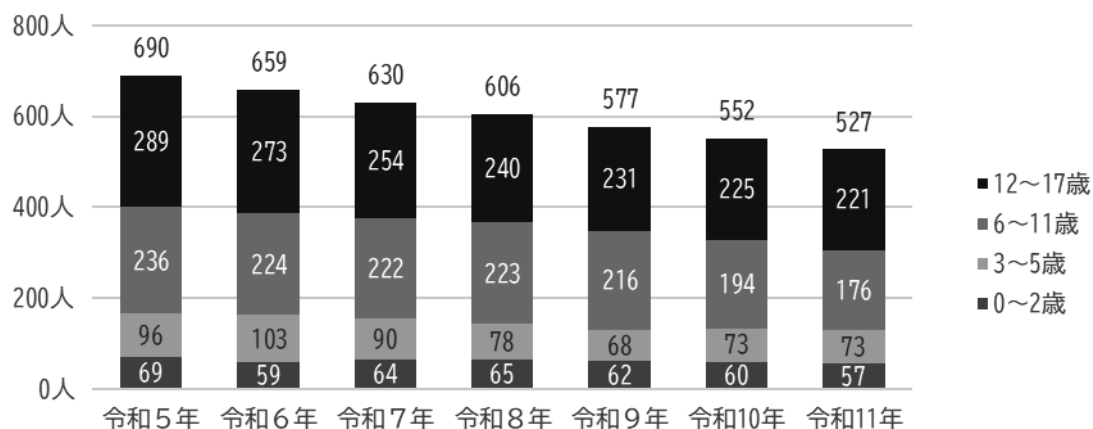
(2) 教育・保育提供区域別

【推計児童人口※】 ※推計方法は9ページを参照

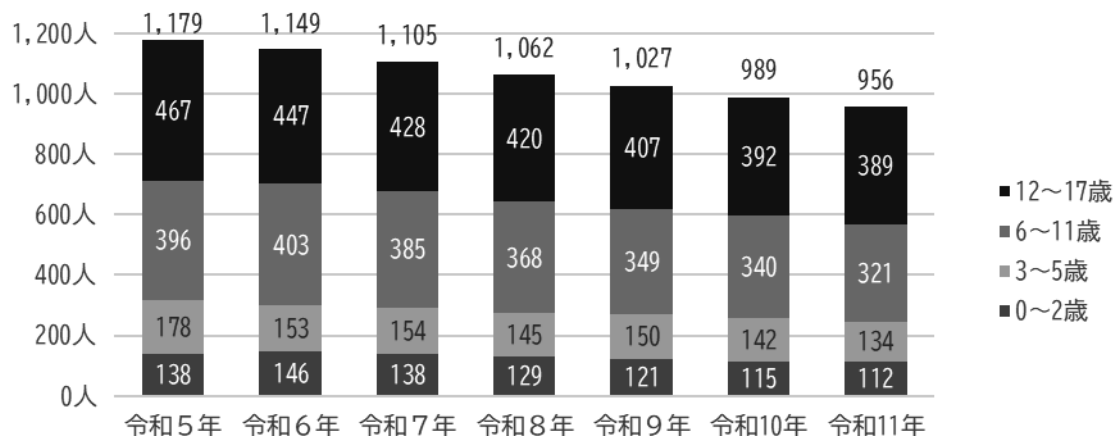
①加悦地域



②岩滝地域



③野田川地域



資料：令和5年及び令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）

【量の見込み及び確保方策】

①加悦地域

(単位：人)

			推計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	①量の見込み（必要利用定員総数）		6	6	4	5	3
	②確保方策	特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
		私立幼稚園	5	5	5	5	5
	③過不足（②－①）		8	8	10	9	11
2号	①量の見込み（必要利用定員総数）		85	77	75	72	69
	②確保方策	特定教育・保育施設	81	81	81	81	81
		認可外保育施設	10	10	10	10	10
	③過不足（②－①）		6	14	16	19	22
3号 (0歳)	①量の見込み（必要利用定員総数）		13	12	12	12	11
	②確保方策	特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
		特定地域型保育事業	4	4	4	4	4
		認可外保育施設					
	③過不足（②－①）		6	7	7	7	8
3号 (1歳)	①量の見込み（必要利用定員総数）		22	23	23	23	23
	②確保方策	特定教育・保育施設	25	25	25	25	25
		特定地域型保育事業	4	4	4	4	4
		認可外保育施設					
	③過不足（②－①）		7	6	6	6	6
3号 (2歳)	①量の見込み（必要利用定員総数）		26	25	24	23	22
	②確保方策	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
		特定地域型保育事業	4	4	4	4	4
		認可外保育施設					
	③過不足（②－①）		8	9	10	11	12

■ 確保方策

第二期計画期間中（令和3年12月）に開設した特定教育・保育施設（町立つばきこども園）において、量の見込みの確保を図ります。

また、私立保育施設において2号認定児及び3号認定児、私立幼稚園において1号認定児の受け入れを行います。

②岩滝地域

(単位：人)

			推計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	①量の見込み（必要利用定員総数）		4	3	3	2	2
	②確保方策	特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
		私立幼稚園	5	5	5	5	5
	③過不足（②－①）		10	11	11	12	12
2号	①量の見込み（必要利用定員総数）		91	87	85	81	79
	②確保方策	特定教育・保育施設	81	81	81	81	81
		認可外保育施設	10	10	10	10	10
	③過不足（②－①）		0	4	6	10	12
3号 (0歳)	①量の見込み（必要利用定員総数）		17	16	15	15	14
	②確保方策	特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	2	2	2	2	2
	③過不足（②－①）		0	1	2	2	3
3号 (1歳)	①量の見込み（必要利用定員総数）		15	15	15	15	15
	②確保方策	特定教育・保育施設	25	25	25	25	25
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	2	2	2	2	2
	③過不足（②－①）		12	12	12	12	12
3号 (2歳)	①量の見込み（必要利用定員総数）		17	16	16	15	14
	②確保方策	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	2	2	2	2	2
	③過不足（②－①）		15	16	16	17	18

■ 確保方策

既存の特定教育・保育施設（町立かえでこども園）において、量の見込みの確保を図ります。

また、私立保育施設において2号認定児及び3号認定児、私立幼稚園において1号認定児の受け入れを行います。

③野田川地域

(単位：人)

			推計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	①量の見込み（必要利用定員総数）		4	3	3	2	2
	②確保方策	特定教育・保育施設	18	18	18	9	9
		私立幼稚園	5	5	5	5	5
	③過不足（②－①）		19	20	20	12	12
2号	①量の見込み（必要利用定員総数）		136	122	121	111	111
	②確保方策	特定教育・保育施設	126	126	126	101	101
		認可外保育施設	10	10	10	10	10
	③過不足（②－①）		0	14	15	0	0
3号 (0歳)	①量の見込み（必要利用定員総数）		19	18	17	16	16
	②確保方策	特定教育・保育施設	18	18	18	15	15
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	4	4	4	4	4
	③過不足（②－①）		3	4	5	3	3
3号 (1歳)	①量の見込み（必要利用定員総数）		26	26	26	26	27
	②確保方策	特定教育・保育施設	36	36	36	25	25
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	4	4	4	4	4
	③過不足（②－①）		14	14	14	3	2
3号 (2歳)	①量の見込み（必要利用定員総数）		29	29	27	26	25
	②確保方策	特定教育・保育施設	42	42	42	30	30
		特定地域型保育事業 認可外保育施設	4	4	4	4	4
	③過不足（②－①）		17	17	19	8	9

■ 確保方策

既存の特定教育・保育施設「町立のだがわこども園」に加えて、令和7年度より「のだがわ第2こども園」（「石川保育所」を「山田保育所」へ集約）を開設します。

さらに、令和9年度以降は、「町立のだがわこども園」と「町立のだがわ第2こども園」を統合し、地域内に新園舎を1か所整備し、量の見込の確保を図ります。

そのほか、私立保育施設において2号認定児及び3号認定児、私立幼稚園において1号認定児の受け入れを行います。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法に基づき、町の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業であり、町が実施する事業の量の見込み（需要量）を設定し、それに対応する確保方策を定めます。

なお、第2期子ども・子育て支援事業計画に未記載の既存事業や国の法改正に基づく新規事業の概要は、以下のとおりです（第2期計画に記載の既存事業の概要は、17・18ページを参照）。

【国の法改正に基づく新規事業等の概要（国の事業メニュー）】

事業	事業概要	対象年齢等
【第2期計画未記載の既存事業】 妊婦等包括相談支援事業	①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業	妊産婦（夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨）
【第2期計画未記載の既存事業】 産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業	産後ケアを必要とする者
【新規事業】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる事業	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童
【新規事業】 子育て世帯訪問支援事業	対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等
【新規事業】 児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業	不適切な養育環境にあつたり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及び保護者
【新規事業】 親子関係形成支援事業	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（１）利用者支援事業

利用者支援事業には、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型」の３種類があります。

また、保育所等の子育て支援の施設や場所において、すべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関（地域子育て相談機関）の設置が市町村の努力義務となっています。

単位：実施か所数（か所）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策	基本型	0	0	0	0	0
	特定型	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
	合計	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

【新規事業】地域子育て相談機関

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策		1	1	1	1	1
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

令和6年4月に設置したこども家庭センターが「こども家庭センター型」の事業を実施し、地域子育て相談機関や地域の子育て支援サービス等と連携を密にし、こどもと子育て家庭の母子保健や子育て支援サービス等の利用を支援します。

また、新規事業の地域子育て相談機関については、町内に1か所整備し、こども家庭センターと連携を図りつつ、こども・子育てに関する相談に対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

単位：延利用者数（人回）、か所

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		6,714	6,677	6,623	6,550	6,490
②確保方策	延利用者数（人回）	6,714	6,677	6,623	6,550	6,490
	実施か所数（か所）	3	3	3	3	3
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

〈教育・保育提供区域別の確保方策〉

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
加悦地域		1,391	1,383	1,372	1,357	1,344
岩滝地域		2,126	2,114	2,097	2,074	2,055
野田川地域		3,197	3,180	3,154	3,119	3,091

■ 確保方策

教育・保育提供区域毎に設置することを基本としますが、就園率、利用者数、出生数の推移等により施設の集約化を含めた多機能・複合施設化を検討します。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査や保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施し、費用の一部を計14回助成します。

単位：妊娠届出数（人）、延利用回数（人回）

			推計				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数		79	75	72	69	66
	延利用回数		917	870	835	801	766
②確保方策			917	870	835	801	766
③過不足（②－①）			0	0	0	0	0

■ 確保方策

医療機関に委託し実施します。妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せ、国が示す妊娠期における健診回数14回分の妊婦健康診査助成券を交付し、妊婦健診の適切な受診と補助券の利用について、啓発を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、助言等を行います。

単位：訪問乳児数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	76	72	69	66	64
②確保方策	76	72	69	66	64
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

こども家庭センターを実施機関として、保健師や助産師による実施体制を確保し、全戸訪問を目指します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭の居宅を訪問し、指導・助言等を行い、適切な養育を支援します。

単位：訪問児童数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	3	3	3
②確保方策	4	4	3	3	3
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

こども家庭センターを実施機関として、保健師や助産師による実施体制を確保します。

妊娠届出時の面接や乳児家庭全戸訪問事業などにより、訪問支援を行う必要があると思われる家庭を把握し、その情報をもとに訪問する家庭や支援内容を決定した上で、保健師、助産師などの有資格者が訪問します。



(6) 子育て短期支援事業

保護者の仕事や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護し児童の健全な育成を図り、その保護者等を支援する事業です。

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	9	8	8
②確保方策	9	9	9	8	8
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

緊急時に利用できるよう、委託先の施設を確保し、実施します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生を子育て中の保護者を対象に、こどもの預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

単位：延利用者数（人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み※	就学児童	4	4	3	3	3
	〈参考〉就学前児童	26	24	23	22	21
	合計	30	28	26	25	24
②確保方策		30	28	26	25	24
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

※量の見込みの設定は、国の手引きに基づき就学児童の利用分のみ。就学前児童の見込みは参考値

■ 確保方策

援助会員の確保に努めるとともに、利用会員となる対象者への事業の周知を図りながら、より利用しやすい援助を目指します。



（８）一時預かり事業

一時預かり（幼稚園型）は、幼稚園や認定こども園の在園児を対象として、正規時間終了後に保護者の就労理由などにより希望する者に対し、預かり保育を実施します。

一時保育（幼稚園型以外）は、保護者の仕事や傷病等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園において、預かり保育を実施します。

【幼稚園等における在園児の一時預かり（幼稚園型）】

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	87	83	80	77
②確保方策	90	87	83	80	77
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【保育所等における一時保育（幼稚園型以外）】

単位：延利用者数（人日）

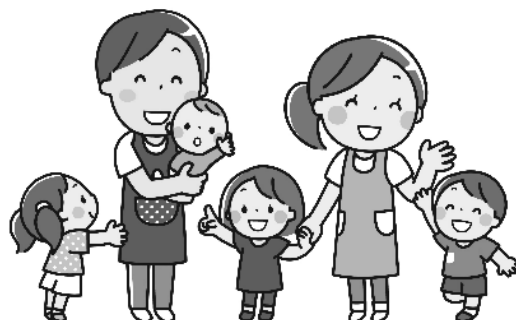
	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	34	33	32	30	29
②確保方策	34	33	32	30	29
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

〈教育・保育提供区域別の確保方策（一時保育（幼稚園型以外））〉

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
加悦地域	11	11	10	10	9
岩滝地域	11	11	11	10	10
野田川地域	12	11	11	10	10

■ 確保方策

保育所や認定こども園における受け入れ体制を確保します。



(9) 延長保育事業

保育短時間認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以降において、町内の保育所や認定こども園で保育を実施します。

単位：実利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	140	130	127	122	119
②確保方策	140	130	127	122	119
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

保育所や認定こども園において、保育標準時間の保育を実施する中で対応します。

延長保育を含めた保育ニーズの推移に注視しつつ計画の変更についても、今後の動向を見極めながら検討します。

(10) 病児保育事業

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が難しいこどもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

単位：延利用者数（人日）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37	37	37	37	37
②確保方策	37	37	37	37	37
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

宮津市・伊根町と共同で設置している、定員6人の病児保育所1か所（宮津与謝病児保育所 りりふる）において受け入れを行います。



(11) 学童保育（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

単位：実利用者数（人）、実施か所数（か所）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	75	96	74	78	66
	2年生	98	78	95	72	76
	3年生	87	84	66	79	60
	4年生	38	47	40	34	39
	5年生	17	19	21	19	15
	6年生	5	5	6	6	5
	合計	320	329	302	288	261
②確保方策		300	330	305	290	270
③過不足（②－①）		▲20	1	3	2	9

〈教育・保育提供区域別の確保方策〉

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
加悦地域	定員	90	90	80	85	75
	箇所数	1	1	1	1	
岩滝地域	定員	85	85	85	75	65
	箇所数	1	1	1	1	1
野田川地域	定員	125	155	140	130	130
	箇所数	5	5	5	5	5

■ 確保方策

見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

また、利用希望の多い夏休み等の期間については、一時的に定員を増やすなどして待機児童解消に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業※

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用を助成する事業です。

補助が必要なすべての世帯への助成ができるよう、対象者の把握と給付に努めます。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業※

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

本計画期間中の新規参入等を想定していませんが、必要に応じて実施を検討します。

※「量の見込み」を設定する必要のない事業です。

(14) 妊婦等包括相談支援事業※

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：面談実施合計回数等（人、回、人回）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実利用者数	86	81	78	75	72
	一人当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	258	243	234	225	216
②確保方策		258	243	234	225	216
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

こども家庭センターを実施機関として、保健師や助産師等による実施体制を確保します。

(15) 産後ケア事業※

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※令和6年度現在、実施中の既存事業ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」の掲載は今回の第3期計画からとなります。

単位：延利用産婦数等（人、人日）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	ショートステイ型	1	1	1	1	1
	デイサービス型個別	1	1	1	1	1
	デイサービス型集団	43	40	39	37	36
	合計	45	42	41	29	38
	延利用産婦数	72	67	66	62	61
②確保方策		72	67	66	62	61
③過不足（②－①）		0	0	0	0	0

■ 確保方策

町内外の医療機関に委託し、ショートステイ型（宿泊によるケア）とデイサービス型（日帰りによる個別）又は直営のデイサービス型（日帰りによる集団でのケア）を実施します。

(16)【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

単位：必要定員数（人）

		推計				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳		2	2	2	2
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	合計		4	4	4	4
②確保方策	0歳		2	2	2	2
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	合計		4	4	4	4
③過不足（②－①）			0	0	0	0

■ 確保方策

令和8年度からの事業実施に向けて、必要な定員の受け入れを行えるよう、実施体制の確保を進めていきます。

(17)【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラ一等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

本計画期間中に本事業の実施は見込まず、対象者やニーズの把握に努めます。

(18)【新規事業】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

本計画期間中に本事業の実施は見込まず、対象者やニーズの把握に努めます。

(19)【新規事業】親子関係形成支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

単位：利用者数（人）

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8	8	8	8	8
②確保方策	8	8	8	8	8
③過不足（②－①）	0	0	0	0	0

■ 確保方策

虐待の未然防止として、子育てに困り感を持った保護者を対象にペアレント・トレーニングを実施します。



第4章 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 認定こども園における教育・保育

- 各認定こども園により教育・保育の質の向上を図ります。
- 新たな認定こども園の定員規模については、将来的に過剰なものとならないよう中長期的なスパンでこどもの人口を推計したうえで設定します。
- クラス人数等の集団規模について、こどもの健全な発達を支援する観点から適正な規模が保障されるよう図ります。

2 人材の確保

- 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育・保育ニーズに対応するための保育士・保育教諭等の確保に努めます。
- 育児経験豊かな主婦等を対象として、必要な研修を修了した者を「子育て支援員」として認定するほか、託児スタッフ養成講座修了後の「託児スタッフ」の活躍の場を確保します。

3 教育・保育の質の向上

- 教育・保育の質の向上を図るために、近隣市町と連携し、幼児教育アドバイザーの育成を支援します。

4 教育・保育に係る関係機関の連携

- 幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）を図るための取組を推進します。
- 0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携を図るための取組を推進します。

第5章 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町は、子育てのための施設等利用給付（認定こども園の預かり保育や認可外保育施設等の利用費を無償化する制度）の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の利便性等を勘案しつつ、適切な給付方法を実施していきます。

また、施設の確認や公示、指導監査等にあたっては、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等について、今後も京都府に協力を要請しながら適正な制度運営が図られるよう努めます。

第3部 基本目標別の施策・事業

第1章 地域における子育て支援

本町では、少子高齢化や核家族化の進行とともに、女性の就業率のさらなる上昇や情報化の進展等、社会環境が様々に変化し、こども・子育て支援に関わる課題が多様化しています。

また、令和8年度から全国すべての市町村で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっているなど、保護者の就労の有無に関わらず、こどもや子育て家庭を支援する取組の充実が求められている状況です。

今後も、すべてのこどもと子育て家庭への支援を行うという観点から、相談支援や情報提供、親子のふれあいや保護者同士の交流を促進する取組を推進します。

また、保育サービスや子育て支援に関する各種事業とともに、こどもの健全育成のための取組の充実を図るほか、子育て家庭の経済的負担を軽減するための施策・事業の継続実施に努めます。

1 地域における子育て支援サービスの充実

こども家庭センターが妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口となり、保健師等による母子保健や子育て全般に関する相談支援を行うとともに、就園児、未就園児に関わらず、地域で安心して子育てができるよう、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等の事業を推進します。

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター事業	令和6年4月に設置した「こども家庭センター」は、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、児童福祉分野と母子保健分野で一体的に相談支援を行う機関です。 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする世帯等に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。 また、住民の身近に設置されている認定こども園や地域子育て支援センターを「地域子育て相談機関」と位置づけ、地域においてより手厚い相談体制を構築します。	子育て応援課
子育て支援に関する情報・資料提供	年1回程度冊子の情報更新を行い、子育て情報とともに町への定着にもつながるような掲載内容の充実を図ります。	子育て応援課
地域子育て支援センター事業	子育て中の孤立防止や虐待防止につながるよう、さらなる子育て支援の充実を図ります。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児家庭支援事業	乳児のいる家庭を訪問し、相談・助言を行う「乳児家庭全戸訪問事業」を継続します。 「養育支援訪問事業」については支援する人材育成について検討を進めながら、福祉サービスの利用を図り支援につなげます。	子育て応援課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援のみに限定せず、幅広い内容の援助を対象とした仕組みづくりを将来の検討課題とします。	子育て応援課
私立保育施設への助成	引き続き、私立の保育施設へ運営費の助成を行います。	子育て応援課

2 保育サービスの充実

認定こども園の整備や新規事業の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施をはじめ、保護者の就労の有無等に関わらない、多様なニーズに応えるための受け入れ態勢の整備に努めます。

また、受け入れ態勢の整備にあたっては、保育士・保育教諭の確保やサービスの質の維持・向上を図るための取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
通常保育（2号認定）	認定こども園のさらなる整備を行い、就学前のすべてのこどもに、統一した教育・保育を提供するものとします。	子育て応援課
乳児保育（3号認定）、産後の休業及び育児休業後における教育・保育の円滑な利用の確保	産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、環境整備を進めるとともに、情報提供や相談支援を行います。	子育て応援課
時間外保育	認定こども園において、標準保育時間の他に、早朝の時間外保育を実施します。	子育て応援課
延長保育	保育短時間認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以降において、認定こども園で保育を実施します。	子育て応援課
一時保育	認定こども園内において、現行の一時保育事業を継続して実施します。	子育て応援課
【新規事業】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	令和8年度より、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月の一定時間、園等で保育を行う事業を開始します。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
保育士・保育教諭研修	乳幼児保育教育の課題を的確に捉え、専門職としての保育教育者の資質及び指導力の向上を図るため、各種研修に参加する他、全保育士・保育教諭（会計年度任用職員含む）を対象とした全体研修会を実施します。	子育て応援課
認定こども園等施設整備	認定こども園において、新規施設の建設又は既存施設の改修等、計画的な施設整備を実施します。	子育て応援課
病児保育事業	病気やその回復期にあり集団保育に支障がある場合、一時的に保育を行う病児保育について、宮津与謝病児保育所「りりふる」にて実施します。	子育て応援課

3 子育て支援のネットワーク

こども家庭センターを中核として、孤立やいじめ・不登校・進学・児童虐待・ヤングケアラー等、こども・子育てを取り巻く様々な相談に対応する、こども・子育て支援のネットワーク構築を進めます。

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター事業〈再掲〉	令和6年4月に設置した「こども家庭センター」を通じて、保健医療や子育て支援の関係機関とのネットワークを強化し、母子保健事業や医療、子育て支援サービス等の円滑な利用につなげます。	子育て応援課
児童相談事業	いじめ・不登校・進学・児童虐待など子育てを取り巻く相談内容も多様化しているため、こども全般を対象とした総合的な相談窓口を引き続き設置します。	学校教育課 子育て応援課
教育相談事業	いじめや学校不適応など相談内容も多様化しているため、町教育委員会と学校及び町教育支援センターとの連携の充実を図りつつ、こども全般を対象とした総合的な相談窓口を引き続き設置します。	学校教育課 子育て応援課

4 こどもの健全育成

こどもたちの健全育成のために、様々な体験、交流、文化・スポーツの活動推進にあたり、地域全体で環境整備に取り組むとともに、放課後における質の高い学童保育の提供をはじめ、安全・安心な居場所づくりを進めます。

事業名	事業内容	担当課
学童保育施設整備・運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な校外生活の場を与え、健全な育成を図ります。 また、さらに質の高い学童保育の実現を目指します。 加えて、待機児童の解消や保育環境の向上を図るため、三河内学童保育所及び石川学童保育所を改築するとともに、その他の学童保育施設についても環境整備に努めます。	社会教育課
中体連・小体連助成	中体連、小体連が実施する児童生徒の体育・スポーツの振興と競技力の向上につながる取組を支援します。	学校教育課
ブックスタート事業	乳児健診時に本を介し、親子のふれあいによる心の安定や、こどもの読書活動を促進するため、引き続き、職員が会場に出向き、保護者への絵本の読み聞かせを行います。	社会教育課 子育て応援課
図書館・視聴覚ライブラリー事業の充実	こどもの感性や創造性を育成するため、月に1度（館ごとに実施）のおはなし会をはじめとして読書意欲を高めるイベントを実施します。 また、蔵書のうち児童書の充実を図り、利用を促進します。	社会教育課
少年少女スポーツ団体活動補助事業	少年少女スポーツ団体の活動を支援します。	社会教育課
音楽フェスティバル事業	各小中学生による合唱の発表会について、小中学校の教育課程との調整を図りながら継続して実施します。	学校教育課
スポーツクラブ	こどもから高齢者まで、様々なスポーツを、それぞれの志向・レベルに合あわせて参加できるスポーツクラブの運営を支援します。	社会教育課
地区公民館活動推進事業	地区公民館で行われる青少年健全育成に資する取組を支援します。	社会教育課
スポーツ推進員活動	スポーツ推進委員の質の向上を図ります。また、「与謝野ひまわり体操」の普及や、こどもだけでなく大人も親しめる生涯スポーツの普及に資するイベントを開催します。	社会教育課
体育協会助成事業	与謝野町駅伝競走大会をはじめ、府民総体への出場等のスポーツ協会実施事業を支援します。	社会教育課

事業名	事業内容	担当課
土曜・夏休み子ども講座事業	多彩な体験活動の機会づくりとして、地域の方々等の協力を得ながら、各種講座を開催します（土曜日の教育支援体制等構築事業）。 また、時代のニーズに応じた新たな講座についても検討を進めます。	社会教育課
中学校生徒会活性化事業	円滑な生徒会活動ができるよう、今後も補助を行います。	学校教育課

5 交流や集いの場づくり

少子化が進行する中で、こども同士や多世代の交流を促進するため、安全・安心な居場所づくりと合わせて、地域の公共施設、空き店舗・空き家など多様な地域資源の活用を図りながら、様々な地域サロンなどとの連携による多世代での交流や集いの場づくりに努めます。

事業名	事業内容	担当課
地域における交流・集いの場づくり	多様な地域資源の活用を図りながら、様々な地域サロンなどとの連携による多世代での交流や集いの場づくりについて、今後も可能な範囲で支援を行います。	社会教育課 子育て応援課
キッズステーション	地域のすべてのこどもを対象とした居場所づくり、遊び場づくり、地域住民とのふれあいの場づくりとなるキッズステーションの整備に対し、可能な範囲で支援を行います。	子育て応援課

6 地域における人材育成

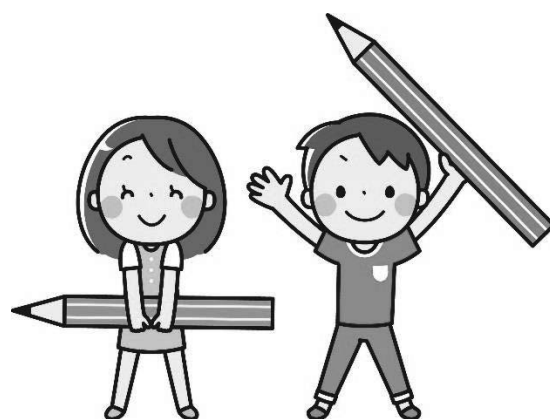
地域ぐるみでこども・子育て支援の充実を図るため、「子育て支援員」など育児経験豊かな主婦等、幅広い人材の育成と効果的な活用を図ります。

事業名	事業内容	担当課
「子育て支援員」等の人材育成	小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、学童保育、地域子育て拠点等の事業における新たな人材確保として、育児経験豊かな主婦等を対象として、必要な研修を修了した者を「子育て支援員」として認定し、これらの分野の活躍につなげます。 引き続き、託児スタッフ養成講座の開催を支援し、修了された「託児スタッフ」の活躍の場の確保に努めます。	子育て応援課

7 子育て家庭への経済的支援の充実

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、すべてのこどもが心身ともに健やかに育成され、将来に向けての夢や希望を持つことができるよう、各種手当等の子育て家庭への経済的支援及び制度の周知等を行います。

事業名	事業内容	担当課
児童手当	継続して児童手当法に基づき支給します。	子育て応援課
保育料	引き続き、保育料の減免制度を継続します。 また、負担の公平性の確保に基づき、引き続き滞納処分を強化します。	子育て応援課
就学援助	引き続き、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して、健やかな学校生活が送れるよう援助します。	学校教育課
奨学資金の貸与	貸与月額を引き上げ、引き続き町広報誌や有線TVの文字放送等を通じて、制度の周知を図りながら、経済的理由により進学が困難な世帯に対し、奨学金の貸与を行います。	学校教育課



第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

少子化の進行や出産年齢の上昇、妊産婦のメンタルヘルスやこどもたちの心の問題、食生活等生活習慣に関する課題など、母子やこどもたちなど成育過程にある者等を取り巻く環境が変化しています。

このような状況を踏まえて、国においては「成育基本法」（平成30年法律第104号）が施行され、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が示されており、成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することとされています。

本町においても、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期における親子の健康を確保するための切れ目のない母子保健事業の充実とともに、子育てやこどもの心身の健康に関する相談や情報提供、「食」を通じた各種施策の充実が求められます。

また、思春期においては、心の健康に対する取組や妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

さらに、必要な時に適切な医療が受けられるよう小児医療体制等の整備を図ります。

1 こどもや母親の健康の確保

安全な妊娠・出産のため、正しい知識や情報の提供、メンタルヘルスに関する取組など、産前産後の支援の充実を図るとともに、伴走型の相談支援を行いながら母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、助言や指導を行い適切な養育環境の確保に努めます。

また、妊産婦等の妊娠期及び産後の負担を軽減し、安全安心な妊娠・出産と乳児の健やかな成長のため、こども家庭センターを中心に、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を行うとともに、各種母子保健事業等を展開します。

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター事業〈再掲〉	令和6年4月に設置した「こども家庭センター」は、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、児童福祉分野と母子保健分野で一体的に相談支援を行う機関です。 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする世帯等に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。 また、住民の身近に設置されている認定こども園や地域子育て支援センターを「地域子育て相談機関」と位置づけ、地域においてより手厚い相談体制を構築します。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳交付	妊産婦及び乳幼児の健康管理を進めるため、妊娠届けの際に母子健康手帳を交付します。子育て応援課のみの交付とし、妊婦の全数管理を行っています。 また、交付時にアンケートをとり、産後の支援につなげていきます。	子育て応援課
妊婦・産婦健康診査受診票の交付	妊婦・産婦及び胎児の健康管理のため実施する健康診査については、国、府の動きに合わせ、現状維持していきます。	子育て応援課
不妊治療	不妊治療に要する医療費を、1年間に6万円を上限として、人工授精治療費については10万円を上限として費用の1/2を助成します。 特定不妊治療の交通費について一部助成します。	子育て応援課
不育治療	妊娠の継続のための不育症に要する医療費について1回の妊娠につき10万円を上限として費用の1/2を助成します。	子育て応援課
妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。 面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施する予定です。	子育て応援課
妊娠・出産・育児に関する情報提供	保健師や助産師が直接母子手帳、妊婦健康診査受診券を交付するとき、アンケートをとり支援状況等を確認します。 また、指導も含めて、妊娠、出産、育児に関するパンフレットや「よさの子育てガイド」を用いて必要な情報を提供していきます。	子育て応援課
ハローベビープロジェクト事業	妊娠中期の妊婦と配偶者又はパートナーに面接を行い、妊娠期から出産、子育てについて親子が安心して過ごせるようハローベビー計画書を一緒に作成します。 また、産後に関連する事業の紹介をし、産前産後の切れ目のない支援事業の一環とします。	子育て応援課
YOSANO プレママcafé	妊娠期の不安解消と妊婦同士の交流を目的に定期開催し、その中で助産師相談、歯科衛生士相談、図書館司書のお話等を行い、子育て支援につなげます。	子育て応援課
乳幼児健康診査	乳幼児の健全な発育、発達を促進するため実施している乳幼児健診（フッ素塗布を含む）を継続し、子育て支援も含めた個別対応を充実するとともに、地域に分かりやすい支援体制の確立を目指します。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
新生児聴覚検査費用助成事業	新生児期に気づきにくい聴覚機能についての検査を受けやすくするため検査費用を助成します。（ABR・自動 ABR は上限 4,020 円、OAE は上限 1,500 円）	子育て応援課
予防接種	伝染病に対する免疫確保を図り、感染症の蔓延防止と感染予防に努めるため、国の動きに合わせて、必要な方へ接種勧奨を行います。	保健課
妊産婦・新生児家庭訪問	地域での子育てに安心感を持って臨めるよう、継続して妊産婦、新生児のいる家庭を保健師が訪問し、必要な支援を行います。また、養育支援訪問が必要なケースへの支援強化を図ります。	子育て応援課
産後ケア事業	1 歳までのすべての乳児と産婦を対象に、宿泊型、デイサービス型（個別）の産後ケア事業を提供します。 宿泊型は医療機関委託、デイサービス型は医療機関と福祉施設が委託先となっています。（有料）	子育て応援課
産後ママのリフレッシュケア	1 歳までのすべての乳児と産婦を対象に、食事や沐浴の実施等、リフレッシュする場を提供します。（有料）	子育て応援課
幼児健康相談	幼児の健全な発育、発達を促進するため、必要な乳幼児を対象に、身体計測と保健指導を保健センターにて実施します。また、子育て支援センターを活用し、子育ての不安解消等希望者に育児相談を実施するとともに、助産師、歯科衛生士、栄養士等の相談機会を設け、相談内容の充実を図ります。	子育て応援課
離乳食教室	栄養士による離乳食指導と保健師による育児指導、赤ちゃん体操などを行います。また、4～5 か月のこどもを対象に離乳食の指導、母親同士の交流、育児指導を実施します。	子育て応援課
年中児発達サポート事業	年中児を対象に、相談・支援事業を実施し、集団生活の中で顕在化する軽度な発達障害のあるこどもを早期に発見し、関係機関の連携によりこどもの個性に合わせたスムーズな就学を支援します。 フォロー体制として、町内の全保育施設において、年中児全員を対象とした園巡回、ソーシャルスキルトレーニング等を実施しています。 また、保護者対象にほめ方教室を実施します。	子育て応援課
親子歯の健康教室	こども園等で歯科衛生士が虫歯予防、歯周疾患予防についての講話、ブラッシング指導を行います。	子育て応援課
食育巡回指導	幼児期における食生活の正しい知識を身につけられるように、こども園の年長児を対象に遊びを取り入れた食事教育を栄養士が行い、併せて喫食状況の把握を行います。	子育て応援課

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

こどもが自らの発達に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、心のケアや性に関する事など、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実を図るとともに、妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。

事業名	事業内容	担当課
心の教育関連事業	いじめや校内暴力等の問題行動、不登校や学校不適應など相談内容も多様化しているため、教育委員会と学校及び適応指導教室との連携の充実を図りながら、こども全般を対象とした総合的な相談窓口を引き続き設置します。	学校教育課 子育て応援課
妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及	小・中学生を対象として、発達段階に応じた指導等、今後も更に研究協議等を通して、課題解決を図ります。妊娠前から妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図ります。	学校教育課

3 食育の推進

「与謝野町健康増進計画（第3次）」（令和5年4月）に基づき、こどもや保護者の健康の確保のための母子保健事業や学校等における食育の取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査〈再掲〉	乳幼児の健全な発育、発達を促進するため実施している乳幼児健診（フッ素塗布を含む）を継続し、子育て支援も含めた個別対応を充実するとともに、地域に分かりやすい支援体制の確立を目指します。	子育て応援課
幼児健康相談〈再掲〉	幼児の健全な発育、発達を促進するため、必要な乳幼児を対象に、身体計測と保健指導を保健センターにて実施します。また、子育て支援センターを活用し、子育ての不安解消等希望者に育児相談を実施するとともに、助産師、歯科衛生士、栄養士等の相談機会を設け、相談内容の充実を図ります。	子育て応援課
離乳食教室〈再掲〉	栄養士による離乳食指導と保健師による育児指導、赤ちゃん体操などを行います。また、4～5か月のこどもを対象に離乳食の指導、母親同士の交流、育児指導を実施します。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
学校・家庭・こども園等での食育の推進	栄養士がこども園等を巡回し、年長児を対象に紙芝居やカードなどを使用し楽しみながら食について学ぶ機会をつくります。 また、学校においては、栄養教諭が児童生徒に対して年間を通じて、食育の大切さを啓発することで、学校・家庭・こども園等で食育について考える機会を促し、好き嫌い・偏食等食生活改善への取組に結び付く事業の推進を図ります。	子育て応援課 学校教育課

4 小児医療の充実

安心してこどもを生み、健やかに育てることができるよう、小児医療の充実・確保に取り組むとともに、地域医療体制の確保・連携を図ります。

事業名	事業内容	担当課
子育て支援医療	町内に居住する就学前の乳幼児及び小中学生並びに高校生相当年齢を養育する保護者への医療費の一部助成を継続します。	子育て応援課
ひとり親福祉医療	町内に居住する18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親家庭の児童及びその保護者への医療費自己負担額の助成を継続します。	子育て応援課
未熟児養育医療事業	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	子育て応援課
育成医療	身体に障害のある18歳未満の児童（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含みます。）への身体障害を除去、軽減する手術等の医療費の給付を行います。	子育て応援課
地域医療体制の充実	地域医療確保奨学金貸付制度の活用や京都府等関係機関への要望などによって、小児科・産婦人科をはじめとする医師の確保に努めます。	保健課 子育て応援課

第3章 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭は、こどもにとって教育の出発点であり、家族の協力の下、基本的な生活習慣や自立心、社会的マナーなどを育成する場として重要な役割を担っています。

その一方で、核家族化等に伴う家庭における教育力の低下とともに、人口減少や少子化の進行とコロナ禍を経て、地域住民同士のつながりの希薄化が進み、交流機会の減少により、家庭や地域における子育て力の強化が求められている状況です。

また、未来を生きるこどもたちにとって必要な力や教育として、グローバル化による多文化共生の時代において、コミュニケーション力の重要性がさらに増しているほか、コロナ禍を経て、デジタルとリアルの最適な組み合わせによる教育の重要性も高まっており、人工知能（AI）の飛躍的な進化に対して、一人ひとりの主体性と人間ならではの創造性という普遍的な力が強く求められる状況となっています。

このような背景を踏まえつつ、本町は、次代を担う男女が、協力して家庭を築くこと及びこどもを生み育てることの意義や大切さに関する啓発とともに、こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備や地域の教育力の向上に資する取組を推進します。

1 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及びこどもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進することが必要です。

特に、中学生・高校生等が、こどもを生み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、幼稚園・保育所・認定こども園及び乳幼児健診の場や学校の授業時間等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組を推進します。

事業名	事業内容	担当課
若者が乳幼児とふれあう機会づくり	中学生・高校生等の若者が、幼稚園・保育所・認定こども園及び乳幼児健診の場や学校の授業時間等を活用するなどして、乳幼児とふれあう機会を広げ、保育・指導方法についての学習を進めます。	学校教育課 社会教育課

2 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

幼児期の教育は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものであり、子ども・子育て支援法にもとづき、認定こども園の整備をはじめ、必要な措置の実施に努めます。

次代の担い手であるこどもが多様性を育み、個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、地域に開かれた学校づくりへ向けた取組により、学校の教育環境等の整備に努めます。また、学校の再配置へ向けた取組を進めます。

事業名	事業内容	担当課
幼児教育の充実（1号認定）	認定こども園の整備を推進するなかで、保護者の就労の有無等に関わりなく、すべてのこどもが質の高い幼児教育を受けられるよう必要な措置を講じていきます。	子育て応援課
私立幼稚園助成	私立幼稚園の運営負担の軽減を図るため助成を引き続き行います。	子育て応援課
幼児教育の質の向上	幼稚園・保育所・認定こども園等幼児教育の質の向上を図るために、年間を通して保育・教育や環境について、専門的な指導を仰ぎながら研修会を実施し、将来的に公開保育に繋げていきます。	子育て応援課
学校再配置の検討	令和6年3月に改訂した「学校等の適正規模適正配置に関する基本方針【改訂版】」に基づき検討を行います。	学校教育課
人権教育の充実	今日までの取組を継続しつつ、多様性や包摂（多様な人間が共存し、あたりまえに暮らせる社会）といった現代的な課題を取り入れるなど、多くの方に興味を持ってもらえるような工夫を凝らしながら、人権意識の高揚に、引き続き努めていきます。 また、年間計画に基づいた「校内研修」の実施、積極的な研修会への参加など、教職員の人権意識の高揚を図ります。	学校教育課 社会教育課
ゲストティーチャー事業	引き続き地域の方々のご協力を得ながら、地域に根ざした、開かれた学校づくりができるよう、校外活動の実施及び地域の人材を活用する事業を推進していきます。	学校教育課
中学校生徒会活性化事業〈再掲〉	円滑な生徒会活動ができるよう、今後も補助を行います。	学校教育課
教職員研修	よりよい学校運営と教職員一人ひとりの能力・適性等に応じた指導力の向上を図るため、各種研修の充実を図ります。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
情報教育環境の充実	引き続き児童生徒の社会で要求されるスキルが身につくよう、適切な仕様の機器の整備・運用を行います。 また、導入した機器を活用できるよう教員のスキルアップが必要です。 加えて、スマートフォン等の使用に係るリテラシー教育の充実を図ります。 プログラミング教育については、各小学校における授業レベルでの進展を図るとともに、タブレット等の利活用を進めていきます。	学校教育課
外国語指導助手活用事業	国際理解を深めるため、かつ今後求められる4技能の「英語力」を考慮し、ALTの能力の差を補い合えるよう合同で勉強会を行っていき、引き続きJETプログラムを利用した小中学校の外国語活動・英語授業を推進します。 また、夏季休業中など授業のないときを利用して地域への出前授業も継続して行います。	学校教育課

3 豊かなつながりの中での家庭や地域の教育力の向上

家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっていることから、地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域コミュニティの協働による家庭教育支援の強化が必要です。

父母等の保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的認識のもとに、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体でこどもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

事業名	事業内容	担当課
子育てサポート協議会運営事業	丹後教育局が所管する「子育てサポート協議会」の取組を通じて、地域のこどもが自立した人として成長するために必要な環境づくりの推進、大人としての関わり方についての理解を深め発信します。	社会教育課

第4章 子育て家庭にやさしい環境の整備

全国的には、こどもが生命を失う犯罪や事故が後を絶たず、生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があり、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することがすべてのこどもたちが健やかに育つための大前提です。

こどもや子育て家庭が地域社会で安心して生活できる環境整備が求められており、犯罪や事件に巻き込まれることのないよう、啓発や情報発信とともに、身近な存在である地域住民全体で見守ることが必要です。

また、本町で安心して暮らし、子育てしてもらえるよう、子育て世帯向けの良質な住宅の確保や公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進など、子育てを支援する生活環境の整備を図ります。

1 良好な居住環境の整備

子育て世帯を支援していく観点から、公営住宅等を活用しつつ、ファミリー向け住宅の供給を支援するとともに、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、環境整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
ファミリー向け住宅供給の支援	公営住宅等のストックを活用し、ファミリー向け住宅供給の支援に努めます。町営住宅に空き家がある場合は、再募集を含め年4回の一般募集を実施します。	建設課
「子育てバリアフリー」の推進	妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、公共施設については、今後も京都府福祉のまちづくり条例に則り、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備を含めバリアフリー化を行います。 あわせて、出前講座等を通じて妊産婦への配慮、ベビーカー使用者への配慮等の理解を深める「心のバリアフリー」のための取組を進めます。	福祉課 子育て応援課

2 安全・安心なまちづくりの整備

安全・安心な生活環境の整備へ向けて、事故の危険性の高い通学路などにおいて、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の整備を進めます。

また、こどもが事故等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、公園等の公共施設等について、安全面での点検・整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
安心・快適な歩行空間の整備	交通事故の防止と、交通弱者の安全を確保するため、歩道の設置と改良を進めるとともに、すべての人が安心して快適に通行できるような歩行空間の整備に努めます。通学路においては、引き続き、与謝野町通学路交通安全プログラムに沿って PDCA サイクルを実施し、与謝野町通学路安全推進会議による達成状況の確認を行います。	建設課 福祉課 子育て応援課
交通安全灯設置事業	LED 化を含む交通安全灯の設置について検討し、交通事故防止・防犯対策を講じます。	建設課

3 こども等の安全の確保

犯罪被害、事故、災害等からこどもたちの生命を守るため、防犯・交通安全対策、防火・防災対策等に取り組むとともに、こどもたちが自らと他者の安全を守ることができるよう、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。

事業名	事業内容	担当課
防火・防災啓発事業	幼稚園・保育所・認定こども園や学校等での防火・防災指導（防火講話・避難訓練・消火訓練等）については、これまでの取組を継続するとともに、より多くの幼児・児童が参加できるような取組を検討します。	総務課
防犯対策の推進	与謝野町防犯推進協議会を中心に防犯パトロールや防犯啓発事業を展開し、犯罪を寄せ付けない地域づくりを継続的に推進します。	総務課
交通安全啓発事業	与謝野町交通安全対策委員等によるこども園等での親子交通安全指導を継続して実施するとともに、チャイルドシートの正しい使用の徹底や自転車の安全利用の推進へ向けた啓発に努めます。	総務課

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

少子化対策や次世代育成支援の推進を図る上で、仕事と生活の調和を図り、男女が共に自己実現と社会参加を果たせる環境を整えることが必要です。

このため、男女がいきいきと働き、安心して子育てできる環境づくりに向けて、「第2次与謝野町男女共同参画計画」に基づき、仕事と生活の両立支援や女性の就業、働きやすい職場環境整備などに関する法令や制度等の周知広報を行います。

また、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制の構築を図り、仕事と子育ての両立に必要な子育て支援サービスの充実に努めます。

1 仕事と生活の調和の実現のための広報・啓発の推進

仕事と生活の調和の実現へ向けて、京都府、事業所、労働関係機関、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に密接に連携、協力し合いながら、事業所や地域住民への広報・啓発を進めます。

事業名	事業内容	担当課
意識改革に向けた啓発	家事・育児・介護等の家庭生活は男女の共同責任であるという認識の浸透を図るなど、性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、男女がともに家族的責任や家庭責任を担う意識の啓発、社会参画意欲の高揚を図ります。	住民税務課

2 仕事と子育ての両立支援のための基盤整備、子育て支援の展開

保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実、家庭的保育の支援など、働き方の多様化に対応した子育て支援を展開します。

事業名	事業内容	担当課
保育サービスの充実 〈再掲〉	保育サービスについてはこどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、多様な保育ニーズに対応できるようサービスの提供体制の充実を図ります。	子育て応援課
学童保育施設整備・運営 〈再掲〉	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な校外生活の場を与え、健全な育成を図ります。 また、さらに質の高い学童保育の実現を目指します。 加えて、待機児童の解消や保育環境の向上を図るため、三河内学童保育所及び石川学童保育所を改築するとともに、その他の学童保育施設についても環境整備に努めます。	社会教育課

事業名	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業〈再掲〉	子育て支援のみに限定せず、幅広い内容の援助を対象とした仕組みづくりを将来の検討課題とします。	子育て応援課



第6章 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

すべてのこどもは、性別や家族状況、出身地など、置かれた環境によって、人権が侵害されることなく、それぞれの個性が尊重され健やかに生きていくことが保障されています。

しかし、虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化が求められています。

また、いじめは、こどもたちの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、地域総がかりで取り組むべき問題です。

さらに、本町ではこどものいる家庭のうち、ひとり親家庭の割合が上昇しており、個々の家庭の実状にあわせた支援や相談体制の充実、きめ細かな福祉サービスの展開を図る必要があります。

障害のあるこどもや医療的ケアを必要とするこども、そのほか発達に支援を必要とするこどもとその保護者については、日常生活における自立や社会参画を行う上で、様々な制約を受けがちであることから、障害等の有無に関わらず、住み慣れた地域の中で自立した生活を行い、積極的に社会参加できるよう、合理的配慮とユニバーサルデザインの考え方に沿って、誰もが安心して暮らせる環境づくりが必要です。

そして、貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることがないように、こどもの貧困の解消に向けて、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等を推進します。

これらの施策については、京都府が行う施策との連携を図りながら進めます。

1 きめ細かな見守りと相談・支援体制

社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう必要な支援を行うほか、こども家庭センターの取組等を通じて、福祉、介護、医療、教育等の関係者が横断的に連携し、困難を抱えるこども（ヤングケアラーを含む）や家庭の早期発見・把握と必要な支援に努めます。

また、引き続き要保護児童対策地域協議会を軸に関係機関が連携し、要保護児童やその家庭を継続的に支え、虐待防止の強化に努めます。

さらに、家事支援やこどもの居場所づくりに関わる各種家庭支援事業の実施を検討します。

あわせて、貧困家庭のこどもや外国にルーツをもつこども等特別な支援が必要なこども及び保護者への相談・支援体制の整備を図ります。

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター事業〈再掲〉	令和6年4月に設置した「こども家庭センター」は、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、児童福祉分野と母子保健分野で一体的に相談支援を行う機関です。 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする世帯等に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。 また、住民の身近に設置されている認定こども園や地域子育て支援センターを「地域子育て相談機関」と位置づけ、地域においてより手厚い相談体制を構築します。	子育て応援課
児童虐待防止対策の充実	困難事例への対応等のため、職員研修の充実を図り、関係機関の連携・参加による与謝野町要保護児童対策地域協議会と個別ケース検討会議のもとに、児童虐待に関する相談体制の充実、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、継続的な支援に向け、さらに専門的対応ができる体制を整えていきます。	子育て応援課
相談窓口の周知と充実	多様化、複雑化した様々な悩みに対して、こども家庭センターなどの相談窓口の周知を図るとともに、安心して相談できるような充実に努めます。	子育て応援課 福祉課
相談しやすい体制づくりの推進	人権やハラスメント、DV等の悩みを安心して相談できるよう、専門家による相談体制を整えます。 また、相談窓口の周知徹底を図ります。	住民税務課 子育て応援課 福祉課
DV等防止に向けた広報・啓発の充実	DVやストーカー行為、ハラスメントなどの未然防止や早期解決のため、住民や事業所等に対する意識啓発と法制度の周知徹底を図ります。 また、若年層に対して、学校教育や社会教育、保健教育等を通じて人権教育と性教育の指導を図ります。	住民税務課 社会教育課 学校教育課
外国にルーツをもつこども等への支援	外国にルーツをもつこどもに対する状況確認を踏まえ、支援内容について検討します。	子育て応援課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、こどもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
子育て短期支援事業	児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行います。 市外の施設と連携しつつ、事業を実施するための体制の確保に努めます。	子育て応援課
子育て世帯訪問支援事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行います。	子育て応援課
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供します。	子育て応援課
親子関係形成支援事業	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行います。	子育て応援課

2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援を主眼に置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、適切な対策を実施していきます。

事業名	事業内容	担当課
ひとり親福祉等医療費助成	母子父子家庭の母又は父及び児童、父母のいない児童に対して医療費を助成します。	子育て応援課
児童扶養手当	母子父子家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るために支給します。	子育て応援課
ひとり親福祉奨学金	母子家庭等の児童の教育や養育に関する費用として奨学金の支給を行います（府制度）。	子育て応援課
母子寡婦福祉資金貸付	母子家庭や寡婦に各種資金の貸付を行います（府制度）。	子育て応援課
母子寡婦福祉団体の貸付制度への資金貸付	ひとり親家庭の緊急時の経済的不安の解消のため、母子寡婦福祉会の貸付制度への資金貸付を行います。	子育て応援課
母子寡婦福祉団体への補助	ひとり親家庭相互の交流事業を推進します。	子育て応援課

事業名	事業内容	担当課
ひとり親世帯の公営住宅への優先入居	住宅に特に困っている母子・父子世帯に対し、府営住宅の入居者の募集時の入居について、配慮します。	子育て応援課 建設課
みなし寡婦支援事業	婚姻歴のないひとり親家庭に対し、税法上の寡婦（夫）控除の適用があるものとみなし、サービスの適用や利用料の算定をすることで、負担の軽減を行います。	子育て応援課
くらしとしごとの支援ネットワーク事業	与謝野町くらしとしごとの支援ネットワーク連絡会議において、課題解決に向けた検討をします。	福祉課
ひとり親家庭住居費支援給付金	離婚その他の事由により、家賃の負担が増大したひとり親家庭の生活基盤の安定のため、住居費支援給付金を支給します。	子育て応援課
ひとり親家庭等養育費確保支援事業	ひとり親家庭等のこどもの心身ともに健やかな育成を図るため、養育費の取り決めや保障等に係る費用の全部又は一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。	子育て応援課

3 障害のあるこどもへの施策の充実

町の障害児福祉計画（「第7期与謝野町障害者基本計画」（令和6年3月）に内包）に基づき、障害のあるこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び療育の提供、在宅サービスの充実、保育・就学支援を含めた教育・保育支援体制の整備などの取組を推進します。

また、医療的ケア児に対する総合的な受入体制の構築を図ります。

事業名	事業内容	担当課
地域生活への参加・包摂（インクルージョン）の推進	障害のあるこどもや医療的ケア児の支援の体制の充実にあたり、児童発達支援センターを中核として、関係者が連携・協力しつつ、地域生活への参加・包摂（インクルージョン）を推進します。	子育て応援課
障害児保育	障害のあるこどもの受け入れを図るため、障害の特性に応じて加配保育士の配置を行います。	子育て応援課
学童保育での障害のあるこどもの受け入れ	障害の特性に応じた対応や選択ができる運営体制の強化に努めます。	社会教育課

事業名	事業内容	担当課
居宅介護	保護者が介護を行う範囲においてさらに介護が必要である場合、在宅及び通院時の付き添い介助が受けられるよう、利用計画によりサービス提供の管理を強化し、適切な事業運営を図ります。	福祉課
放課後等デイサービス	日常生活や集団生活への適応などの指導・訓練を通所で受けられるよう、利用計画によりサービス提供の管理を強化することで、適切な事業運営を図ります。	子育て応援課
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等への短期間の入所による介助が受けられるよう、利用計画によりサービス提供の管理を強化し、適切な事業運営を図ります。	子育て応援課
重度障害者日常生活用具給付	重度障害児者（難病、小児慢性特定疾患児を含む）に対して、日常生活の便宜を図るため、移動用リフトや入浴補助用具等の日常生活用具について、自己負担等の課題を意識しつつ、継続して給付事業を実施します。	福祉課
重度障害児補装具給付	重度障害のあるこどもの失われた部位、障害のある部分を補って、必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられる用具の交付及び修理について、国制度に併せ、独自施策についても課題検討しつつ継続して給付を行います。	子育て応援課
障害児福祉手当	日常生活上、常時特別の介護を要する在宅の重度障害のあるこどもに対し、支給される手当について、課題を意識しつつ、継続して事業を行います。	子育て応援課
特別児童扶養手当	国制度により、精神又は身体に障害を有する児童を家庭で養育している保護者に対し、支給される手当の申請受付を行います。	子育て応援課
重度心身障害者福祉タクシー事業	外出困難な在宅の心身に障害のある児・者を対象（町民税課税状況要件あり）に、タクシー料金の一部を助成することにより、生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ります。	福祉課
就学指導	障害のある児童・生徒のより適正な就修学を実現するため、引き続き、校内教育支援委員会・町教育支援委員会が組織的な連携を図り、細やかな教育相談活動に努めます。 各校における、合理的配慮とユニバーサルデザインの考え方に基づいた、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。 あわせて、教育相談・体制の充実、特別支援教育の充実に向けて、ユニバーサルデザインの教育、支援ファイル（ひまわりノート）の活用に努めます。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
特別支援教育就学奨励費	引き続き、特別支援教育諸学校又は特別支援学級へ就学する児童等の保護者へ、就学のために必要な経費の一部を補助し、教育の機会均等を目指します。	学校教育課
重度心身障害児医療費助成	重度心身障害のあるこどもに対する医療費の助成を行います。	保健課

4 こどもの貧困対策の推進

(1) 教育の支援

就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子育て世帯の教育の支援の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
生活困窮世帯等に属する子どもの学習・生活支援事業	生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢と希望を持って社会で自立していける力を身につけさせるため、NPO法人等への委託により、訪問型又は居場所型で学習や生活指導を実施します。	学校教育課 子育て応援課
就学援助〈再掲〉	引き続き、経済的理由により就学困難な児童生徒に対して、健やかな学校生活が送れるよう援助します。	学校教育課
奨学資金の貸与〈再掲〉	貸与月額を引き上げ、引き続き町広報誌や有線TVの文字放送等を通じて、制度の周知を図りながら、経済的理由により進学が困難な世帯に対し、奨学金の貸与を行います。	学校教育課
特別支援教育就学奨励費〈再掲〉	引き続き、特別支援教育諸学校又は特別支援学級へ就学する児童等の保護者へ、就学のために必要な経費の一部を補助し、教育の機会均等を目指します。	学校教育課

(2) 生活の支援

貧困の状況にある子育て世帯に対して、生活困窮者自立支援事業をはじめとする各種事業を通じて、包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援（住居の確保や生活援助、相談支援、情報提供、その他の生活に関する支援）の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
こども家庭センター事業〈再掲〉	令和6年4月に設置した「こども家庭センター」は、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、児童福祉分野と母子保健分野で一体的に相談支援を行う機関です。 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする世帯等に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。 また、住民の身近に設置されている認定こども園や地域子育て支援センターを「地域子育て相談機関」と位置づけ、地域においてより手厚い相談体制を構築します。	子育て応援課
生活困窮世帯等に属する子どもの学習・生活支援事業〈再掲〉	生まれ育った環境に左右されることなく、将来に夢と希望を持って社会で自立していける力を身につけさせるため、NPO法人等への委託により、訪問型又は居場所型で学習や生活指導を実施します。	学校教育課 子育て応援課
ひとり親世帯の公営住宅への優先入居〈再掲〉	住宅に特に困っている母子・父子世帯に対し、府営住宅の入居者の募集時の入居について、配慮します。	子育て応援課 建設課
ひとり親家庭住居費支援給付金〈再掲〉	離婚その他の事由により、家賃の負担が増大したひとり親家庭の生活基盤の安定のため、住居費支援給付金を支給します。	子育て応援課

(3) 保護者に対する就労の支援

貧困の状況にある子育て世帯に対して、給付金の支給や必要な情報提供、相談支援等、就労支援の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
生活保護制度に係る就労自立給付金	被保護者が安定した職業に就いたことなどにより、6か月以上保護を必要としない収入を得ることができると認められる場合は、その被保護者の申請により、就労自立給付金を支給します（過去にこの給付金を受けてから3年以内の場合は、原則不支給）。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	福祉課
くらしとしごとの支援ネットワーク事業〈再掲〉	与謝野町くらしとしごとの支援ネットワーク連絡会議において、課題解決に向けた検討をします。	福祉課

(4) 経済的支援

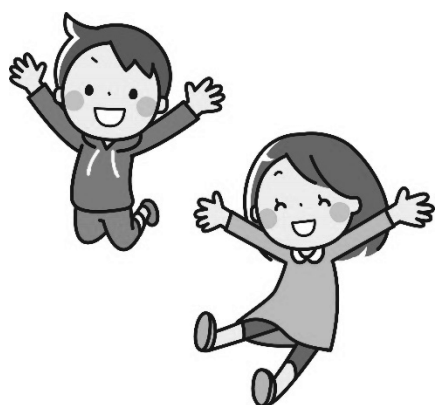
各種の助成や手当等の支給、費用の減免等、様々な法制度に基づく支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促進します。

事業名	事業内容	担当課
ひとり親福祉等医療費助成〈再掲〉	母子父子家庭の母又は父及び児童、父母のいない児童に対して医療費を助成します。	子育て応援課
児童扶養手当〈再掲〉	母子父子家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るために支給します。	子育て応援課
ひとり親福祉奨学金〈再掲〉	母子家庭等の児童の教育や養育に関する費用として奨学金の支給を行います（府制度）。	子育て応援課
母子寡婦福祉資金貸付〈再掲〉	母子家庭や寡婦に各種資金の貸付を行います（府制度）。	子育て応援課
みなし寡婦支援事業〈再掲〉	婚姻歴のないひとり親家庭に対し、税法上の寡婦（夫）控除の適用があるものとみなし、サービスの適用や利用料の算定をすることで、負担の軽減を行います。	子育て応援課
ひとり親家庭住居費支援給付金〈再掲〉	離婚その他の事由により、家賃の負担が増大したひとり親家庭の生活基盤の安定のため、住居費支援給付金を支給します。	子育て応援課
ひとり親家庭等養育費確保支援事業〈再掲〉	ひとり親家庭等のこどもの心身ともに健やかな育成を図るため、養育費の取り決めや保障等に係る費用の全部又は一部を補助することにより、養育費の確保を支援します。	子育て応援課

(5) 民間団体の活動支援

民間団体の活動を支援し、民間団体と連携したこどもの貧困の解消に向けた対策を推進します。

事業名	事業内容	担当課
母子寡婦福祉団体の貸付制度への資金貸付〈再掲〉	ひとり親家庭の緊急時の経済的不安の解消のため、母子寡婦福祉会の貸付制度への資金貸付を行います。	子育て応援課
母子寡婦福祉団体への補助〈再掲〉	ひとり親家庭相互の交流事業を推進します。	子育て応援課



第4部 計画の推進体制

第1章 関係機関等との連携

この計画の推進にあたっては、庁内関係課との連携を図るとともに、児童相談所、保健所、教育機関、医療機関、警察などとの緊密な連携を図り、情報を共有し、関係機関等と一体となった計画推進を図ります。

第2章 計画の点検・評価

この計画については、各年度の施策・事業の実施状況、教育・保育施設等の状況などについて、毎年度点検・評価するとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。

これらの点検・評価は与謝野町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行います。

第3章 こども計画の策定

市町村においては、こども基本法第10条第2項に基づき「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、「市町村こども計画」は国のこども大綱や府のこども計画を勘案し策定する必要があります。

本町は、この計画（第3期与謝野町子ども・子育て支援事業計画）の見直しや改定時期等にあわせて、他の法律に基づく計画（子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」等）と一体とする「市町村こども計画」の策定を行います。

第4章 こどもの意見聴取と施策等への反映

本町は、庁内関係課におけるこどもに関する施策の立案とともに、上記の「市町村こども計画」をはじめ、こどもに関する計画の策定にあたり、本町のこどもの状況やニーズをよりの確に捉えるため、アンケート調査や聞き取り調査等により、こどもの意見聴取を行い、施策や計画への反映に努めます。

資料編

与謝野町子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

条例第28号

(設置)

第1条 本町に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、与謝野町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策について、町長又は教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、町長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

(1) 有識者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 子育て世代の保護者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て応援課及び教育委員会事務局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員及び臨時委員に対し、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例(平成18年与謝野町条例第43号)の定めるところにより、報酬を支給し、与謝野町特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する条例(平成18年与謝野町条例第45号)の定めるところにより、職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に必要な事項は、子ども・子育て会議が町長及び教育委員会の同意を得て定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附則(平成26年12月18日条例第26号)

この条例は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第25号で平成28年1月1日から施行)

附則(令和5年3月15日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

与謝野町子ども・子育て会議運営規則

平成25年12月27日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、与謝野町子ども・子育て会議条例(平成25年与謝野町条例第28号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 与謝野町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

3 会長は、会議の議長として議事を整理する。

(会議の公開等)

第3条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第4条 会議における議事は、次の事項を含め議事録に記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(協力等の依頼)

第5条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第75条第1項又は同条第2項に基づく関係行政機関の長その他の者に対する必要な協力等の依頼は、会長が行う。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成25年7月5日から適用する。

与謝野町子ども・子育て会議委員名簿

(令和5年7月1日～令和7年6月30日)

◎会長 ○副会長

	区分	氏 名	団体・役職名等	備考
1	有 識 者	山添 謙三	町行政改革推進委員 第4・5期子ども・子育て会議会長	◎
2		植田 友香理	NPO法人まるっと丹育 副代表理事 第4・5期子ども・子育て会議副会長	○
3		茂籠 のぞみ	元小学校長	
4		谷原 良子	元保育園長	
5		丸 谷 静	与謝野町保護者会連合会前会長	
6	各種関係団体	糸井 尚子	与謝野町民生児童委員協議会	
7		馬 場 崇	ハーベストネクスト株式会社	
8		川邊 麻実	療育教室わんぱくクラブ	
9		細見 厚子	野田川子育て支援センター	
10	子育て世代の 保護者	橋本 利将	岩滝小学校PTA会長	
11		大平 義隆	山田小学校PTA会長	
12		山崎 朋也	加悦聖三一幼稚園PTA副会長	
13		吉田 冬樹	こどもの森保育園PTA	
14		糸井 慎太郎	かえでこども園保護者会長	
15		大江 祐介	つばきこども園保護者会長	
16		里谷 健一	のだがわこども園保護者会長	
17		重光 俊祐	山田保育所保護者会長	
18		奥野 洋平	石川保育所保護者会長	

※団体・役職名等は委嘱時のもの

事務局

子育て応援課	課長	坪倉 由貴	学校教育課	教育次長	中上 伸午
	主幹	長島 裕二	社会教育課	課長	小谷 貴儀
	課長補佐	山口 周作			
	課長補佐	小西 哲夫			

与謝野町子ども・子育て会議の経過

年	月	日	会議等	内容
令和5年	7	10	第6期 第1回与謝野町子ども・子育て会議	● 与謝野町子ども・子育て支援事業計画の概要について 等
	8	28	第2回与謝野町子ども・子育て会議	● 第2期与謝野町子ども・子育て支援事業計画の概要について 等
	10	26	第3回与謝野町子ども・子育て会議	● 野田川地域認定こども園整備に係る町の方針について（町長説明） 等
	12	21	第4回与謝野町子ども・子育て会議	● 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査票（案）について 等
令和6年	2	16	子ども・子育て支援事業計画策定に係る調査	● 就学前児童アンケート（配布514票、回収330票、回収率64.2%）
	3	4		● 小学生アンケート（配布652票、回収411票、回収率63.0%）
	3	29	第5回与謝野町子ども・子育て会議	● 令和5年度地域子ども・子育て支援事業報告 等
	5	29	第6回与謝野町子ども・子育て会議	● 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について 等
	7	31	第7回与謝野町子ども・子育て会議	● 第3期子ども・子育て支援事業計画策定について 等
	11	27	第8回与謝野町子ども・子育て会議	● 第3期子ども・子育て支援事業計画策定（素案）について 等
令和7年	3	5	第9回与謝野町子ども・子育て会議	● 第3期子ども・子育て支援事業計画策定（案）について 等

第3期与謝野町子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和7年3月

発 行：京都府 与謝野町

編 集：与謝野町子育て応援課

〒629-2498 京都府与謝郡与謝野町字加悦433番地 加悦庁舎

TEL 0772-43-9024 FAX 0772-42-0528

